

私たちの愛するまち高浜市を未来へつなげていくために

# 高浜市自治基本条例 検証中間報告書

～市民の皆さんの意見を募集しています～

期間：8月17日（月）～9月14日（月）

子どもや孫たちのために、何か私たちにできることはないかしら

みんなに自慢できる高浜市になったらいいな！

みんなで知恵を出し合ったり、行動していったら、もっともっとういまいまちになっていくんじゃないかな

元気で活のあるまちにしていきたいね

ずっとあんきに暮らせるまちにしていきたいわ

人と人のつながりを大切に、支えあえる関係をつくるのが、まちづくりの基礎になっていくわね

ぼくたち、わたしたちも高浜市の将来について考えていかなくっちゃね



平成27年8月  
高 浜 市

# 目 次

はじめに	・・・	1
1 高浜市自治基本条例の概要	・・・	2
(1) 役割・意義	・・・	3
(2) 特徴	・・・	4
(3) 構成	・・・	5
2 検証にあたって	・・・	8
(1) 検証の進め方	・・・	9
(2) 検証にあたっての視点	・・・	11
(3) 検証内容の見方	・・・	13
3 検証内容	・・・	16
(1) 各条文の検証	・・・	17
前文	・・・	17
第1章 総則		
第1条 目的	・・・	19
第2条 用語	・・・	21
第3条 条例の位置付け	・・・	23
第2章 まちづくりの基本原則		
第4条 まちづくりの基本原則	・・・	25
第3章 まちづくりの担い手		
第5条 市民の権利	・・・	29
第6条 子どものまちづくりに参加する権利	・・・	31
第7条 市民の役割と責務	・・・	35
第8条 事業者の役割と責務	・・・	39

第9条	議会の役割と責務	・・・	41
第10条	議員の役割と責務	・・・	43
第11条	市長の役割と責務	・・・	45
第12条	職員の役割と責務	・・・	47
第4章 参画と協働			
第13条	参画機会の保障	・・・	51
第14条	住民投票	・・・	53
第15条	協働の推進	・・・	55
第5章 地域自治			
第16条	地域内分権の推進	・・・	57
第17条	まちづくり協議会	・・・	59
第18条	地域計画	・・・	63
第19条	活動の育成と支援	・・・	65
第6章 市政運営			
第20条	市政運営の基本原則	・・・	69
第21条	総合計画の策定等	・・・	73
第22条	危機管理	・・・	77
第23条	他の自治体等との連携と協力	・・・	81
第7章 条例の検証と見直し			
第24条	条例の検証と見直し	・・・	83
(2)	検証内容のまとめ	・・・	85
4	参考資料	・・・	88
(1)	高浜市自治基本条例検証委員会 委員名簿	・・・	89
(2)	「広報たかはま」掲載記事	・・・	90
(3)	高浜市自治基本条例	・・・	92



## はじめに

高浜市では「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、市民が主体となったまちづくりを進めてきました。その実践の積み重ねを経て、平成 22 年 12 月に、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めた「高浜市自治基本条例」を制定し、平成 23 年 4 月に施行されました。

この自治基本条例第 24 条には「条例の検証・見直し」という項目があり、5 年を超えない期間ごとに市民を交えた検証を行うことが定められています。平成 27 年度は施行から 5 年目にあたることから、「高浜市自治基本条例検証委員会」を設置し、市民との協働による検証を行っています。

そして、このほど、自治基本条例の推進状況、推進から見えてきた成果・課題、改正の必要性などについて「検証中間報告書」をとりまとめました。そこで、この「検証中間報告書」をもとに、検証内容に対する意見募集（パブリックコメント）を実施します。その後、寄せられた意見等を踏まえながら検証内容を再点検し、「検証報告書」をとりまとめていきます。





# 1

## 高浜市自治基本条例 の概要





# (1) 自治基本条例の役割・意義

## ①自治基本条例とは？



### 自治基本条例

自ら治めるための 土台となる ルール

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」  
「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、  
まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、  
高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を  
定めたルール（理念条例）です。



## ②なぜ、自治基本条例が必要なのか？ ～自治基本条例の役割・意義

### 1) 「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにする

市民の想いを活かしたまちづくりを進めていくためには、「市民」「議会」「行政」が果たす役割を明らかにし、みんなで力を合わせていくことが大切です。

### 2) 高浜市独自の自治の仕組みを担保する

市民が主役のまちづくりを進めていくため、国の法律には規定が少ない「住民自治」に関する制度・仕組み（例：まちづくり協議会、市政運営への各種参画制度）を担保しています。

### 3) 高浜市の自治の仕組みをわかりやすく示す

みんなで力を合わせてまちづくりをしていくために、「高浜市のまちづくりの基本的な仕組みはこうなっている」ということを、わかりやすく示しています。「高浜市の自治のメニュー表・手引書」ともいえます。

【平成21年】

12月 「高浜市の未来を描く市民会議」が発足。自治基本条例づくりがスタート

【平成22年】

2月 自治基本条例ってなんだろう  
全国各地の自治基本条例の比較調査から始めました。



3月～4月 条例の全体像を考えよう  
みんなで高浜市をつくるために「あったらいいな」と思う事柄を洗い出しました。

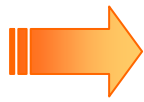


5月～6月 条例案を考えよう  
高浜市らしさやわかりやすさを合言葉に、何度も熱い討議を重ねました。

高浜市自治基本条例が  
できるまでのあゆみ



## (2) 高浜市における自治基本条例の特徴



### みんなで作った わかりやすい条例

#### 1) 「です・ます調」を採用

市民が、少しでも条例に親しみを持てるように、高浜市の条例としては初めての「です・ます調」にしています。

#### 2) 絞り込んだ条文数

高浜市の自治の基本的な仕組みを整理し、誰にでもわかりやすくメニューのように示すため、細かい規定については自治基本条例の中に盛り込まず、条文数を絞り込みました。

#### 3) 市民の声を踏まえた条文づくり

市民目線で、「まちづくりにあたってこんなルールがあったらいいな」という声を拾い出しながら、条例案を練り上げてきました。以下の項目は、そんな声を反映した、高浜市ならではの項目と言えます。

☆子どものまちづくりに参加する権利（第6条）

☆地域内分権の推進（第16条）

☆まちづくり協議会（第17条）

☆地域計画（第18条）

☆総合計画の策定等（第21条）

☆危機管理（第22条）

また、条例素案に対する市民の皆さんのご意見を伺うため、まちづくり車座談議、出前トーク、パブリックコメント等を実施し、得られた意見を踏まえ、修正案の検討を行いました。

7月

条例の解説文を考えよう  
条例のポイントや策定メンバーの想いを冊子にまとめました。



8月～9月

「素案発表会」の開催  
パブリックコメント（意見聴取）  
「まちづくり車座談議」の開催  
「自治基本条例を広め隊」のみなさんにより、小学校区単位で素案の説明と意見交換を行いました。また、地域団体を対象にした「まちづくり出前トーク」による意見交換も行いました。



10月

修正案の検討。市民会議としての条例案がまとまる  
素案に対する意見を踏まえ、最終案をまとめました。



12月

高浜市議会12月定例会にて高浜市自治基本条例可決



【平成23年】  
4月 高浜市自治基本条例施行





◇ 「前文」は高浜市が目指すまちづくりの姿、決意を表しています。

---

◇ 「第1章 総則」は、高浜市の自治に関して最も基本となる条例であることなどを定めています。

---

◇ 「第2章 まちづくりの基本原則」は、みんなで力を合わせて高浜市をつくっていくための基本となる行動原則を定めています。

---

◇ 「第3章 まちづくりの担い手」は、まちづくりの担い手である「市民」「議会」「行政」の役割などを表しています。

◇ 高浜市内に住んでいる人だけでなく、働いている人や学生、市内で活動を行っている人々・団体、みんなで力を合わせていくことが大切です。

◇ 子どもや事業者も社会の一員として、まちづくりに関わっていきます。

◇ 議会や行政は、市民の皆さんの意思を反映した市政運営を行っていきます。

---

◇ 「第4章 参画と協働」は、第2章に掲げた「まちづくりの基本原則」を推進するための方策について定めています。

---

◇ 「第5章 地域自治」は、身近な課題はできるだけ市民の皆さんに近いところに対応・解決できるような自治の仕組みについて定めています。

---

◇ 「第6章 市政運営」は、市政運営にあたって最も基本的な事項について定めています。

---

◇ 「第7章 条例の検証と見直し」は、条文がその時々々の社会情勢等に合っているかを市民の皆さんの意見を交えて検証し、必要に応じて見直しをしていくことを定めています。

MEMO



# 2

# 検証にあたって





# (1) 検証の進め方

条例第 24 条第 2 項では、「検証にあたっては、多様な方法を用いて市民の意見・提案を求めなければなりません」と規定されています。そこで、市民とのキャッチボール、情報共有を大切にしながら検証を進めます。

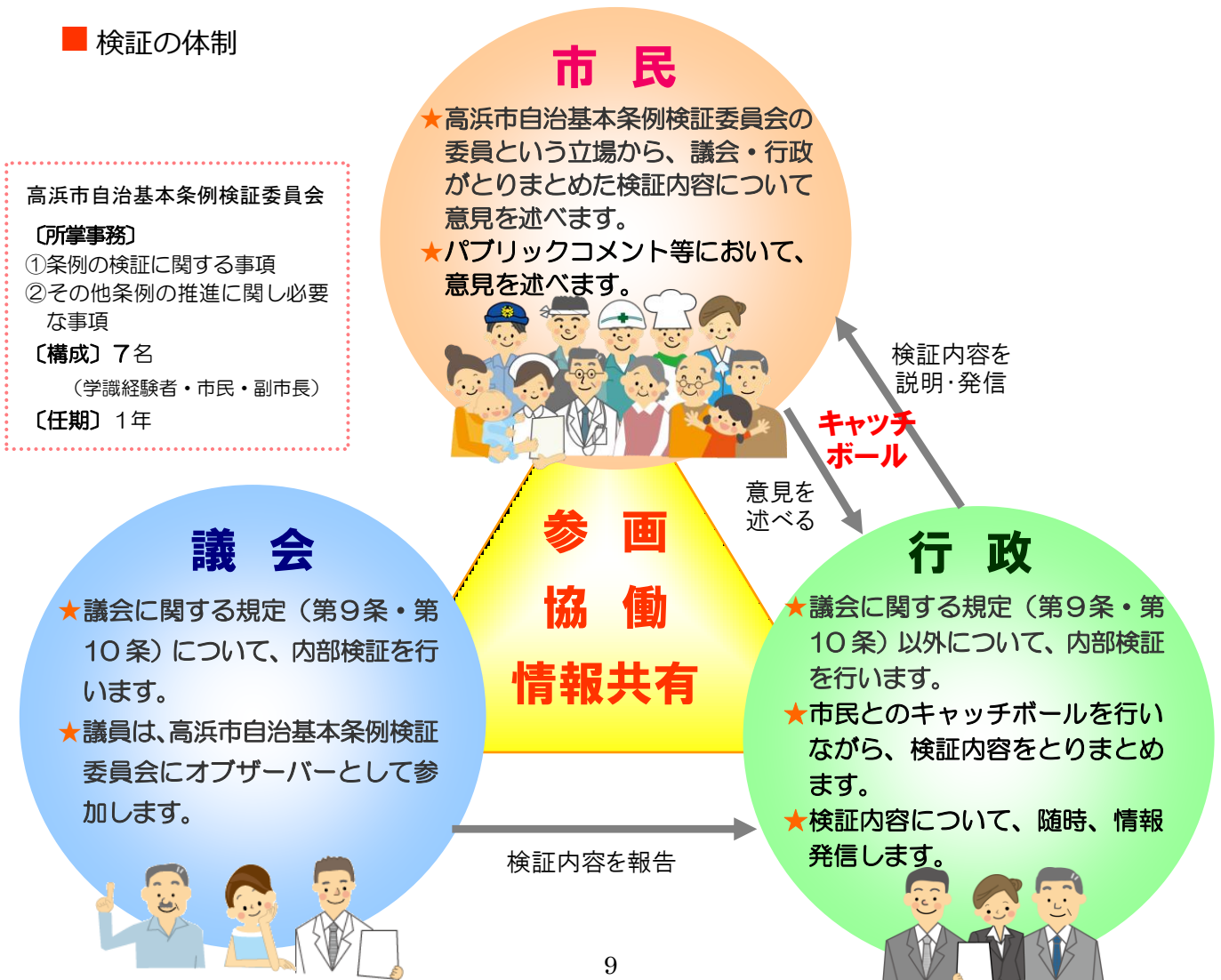
## ①高浜市自治基本条例検証委員会の設置

行政がとりまとめた内部検証の内容をもとに、「高浜市自治基本条例検証委員会」とキャッチボールしながら検証報告書を取りまとめます。なお、議会に関する規定（第 9 条・第 10 条）に関しては、議会において検証を行い、その内容を「高浜市自治基本条例検証委員会」に報告します。

## ②市民との情報共有・参加機会の保障

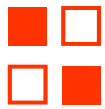
◇ 検証作業の進捗状況などを広報やホームページ等で随時発信するほか、中間段階でパブリックコメント（検証内容に対する意見募集）を行うなど、誰もが意見を述べることのできる機会を設けていきます。

### ■ 検証の体制



■ 検証スケジュール

時期	内容	行政内部の作業等
4月		・総合政策 G にて「内部検証報告書」を作成
5月	<p style="text-align: center;">検証委員会（第1回）〔5月12日（火）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 委員長・職務代理者の選任</li> <li>◇ 高浜市自治基本条例について</li> <li>◇ 検証委員会のスケジュールについて</li> </ul>	・各部署に「内部検証報告書」の確認を依頼→とりまとめ
6月	<p style="text-align: center;">検証委員会（第2回）〔6月24日（水）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 内部検証内容の発表・意見交換 （条ごとに、これまでの主な取組み、課題と今後の方向性、改正の必要性などを協議）</li> </ul>	
7月		・「検証中間報告書（案）」完成 ※検証委員会コメントとりまとめ
8月	<p style="text-align: center;">検証委員会（第3回）〔8月5日（水）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「検証中間報告書（案）」について（内容・委員会コメントの確認）</li> <li>◇ 「検証中間報告書」の公表方法について</li> </ul>	・パブリックコメントの実施、地域の会合等での説明〔～9月中旬〕
9月		
10月	<p style="text-align: center;">検証委員会（第4回）〔10月20日（火）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ パブリックコメント結果（意見内容と対応）を報告</li> <li>◇ 「検証報告書（案）」について →検証委員会から市長へ提出</li> </ul>	<p>・検証報告書の公表〔10月下旬〕</p> <p>※改正する場合 12月議会への上程準備</p>



## (2) 検証にあたっての視点

検証にあたっては下記の①～③の視点に基づいて、行政による内部検証をとりまとめます。その内容を「高浜市自治基本条例検証委員会」へお示し、次ページの④の視点に基づく意見をいただきながら「検証報告書」としてとりまとめていきます。

### ① これまでの取組み（条例の推進状況）

各条文の趣旨を踏まえて、これまでにどんな取組みを進めてきたのかを整理する。

### ② 成果・課題と今後の方向性

条例を推進する中から見えてきた成果・課題や、今後の取組みの方向性（課題解決に向けた考え方）を整理する。

### ③ 条文修正（追加・改正・削除）の必要性

①・②を踏まえ、1)～4)の視点に基づき、条文修正（追加・改正・削除）の必要性について検証する。

#### 1) 条例の規定は妥当な内容か

→制定当初のねらい、推進状況や現在の社会状況等と照らし合わせて、不備な点はないか、検証する。

#### 2) 条例の規定に、あいまいな点や難しい点はないか

→解釈が分かれるような表現はないか。市民から見てわかりにくい表現はないか、検証する。


#### 3) 条例の規定を修正（追加・改正・削除）する必要はあるか

→修正する場合は、修正にあたっての考え方と修正内容を整理する。

→修正しない場合は、その考え方を整理する。

#### 4) 新たな規定を設ける必要はあるか

→既存の条文以外に、新たに加えるべき規定がないかを検討する。



#### ④ 検証委員会からのコメント

条例の推進状況や成果・課題などを踏まえ、条文修正の必要性や今後の推進に向けての意見を取りまとめる。

- 1) 各条文に沿った取組みが適切に行われているか。
- 2) 成果・課題が的確に把握されているか。今後の取組みの方向性は、成果・課題を踏まえたものとなっているか。
- 3) 条文修正の必要性は妥当か。
- 4) 条例の推進に向けての自由意見



### (3) 検証内容の見方

#### III

#### まちづくりの担い手 第6条 子どものまちづくりに参加する権利

条文と条文に込められた  
思い・考え方などを示して  
います。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

- ◇ 子どもの頃から地域の問題や将来について関心を高め、意見表明や参加の機会を保障していくことが、次の時代を担う人材育成につながると考え、この条文を設けました。
- ◇ 子どものまちづくりへの参加には、例えば、子どもの事業に関することについて、大人たちだけで決めてしまうのではなく、子どもの意見を言える機会をつくり、取り入れていくことなどがあります。



#### 【DO】こんなことに取り組んできました！～条例の推進状況～

条文の趣旨を踏まえて、  
これまでにどんな取組みを  
進めてきたか、主な取組み  
を整理しています。

※「行政が主体となった取  
組みや協働の取組みを  
中心に整理しています。

※「誰が」の欄は、原則と  
して「市民」「議会」「行  
政」に分類しています。  
(一部「事業者」「市長」  
の表現あり)

年度	何を・どうした	誰が	いつ(年月)
平成 23 年度	①高浜市の未来を創る市民会議にて「自治基本条例子ども向け副読本」を検討・作成した。	市民・行政	H23.5 ～H24.3
	②きずな実行委員会との協働により、市民映画「タカハマ物語」を制作し、完成後は市内外で上映を行った。	市民・行政	H23.7～
平成 24 年度	①総合計画進行管理の一環として「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H24.4
	②「中学生議会」を開催した。	行政	H24.10
	③「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、高浜小学校6年生(モデル校)を対象に実施した。授業後は、まちづくりの実践も実施された。	行政・市民	H25.2～3
平成 25 年度	①総合計画進行管理の一環として「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H25.4
	②「中学生議会」を開催した。	行政	H25.10
	③「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、全小学校6年生を対象に実施した。(一部の学校ではまちづくりの実践も実施)	市民・行政	H26.2
平成 26 年度	①総合計画進行管理の一環として「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H26.4
	②「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、全小学校6年生を対象に実施した。(一部の学校ではまちづくりの実践も実施)		H26.9 ～H27.3
	③きずな実行委員会との協働により、市民映画「タカハマ物語2」の制作に向けた検討、各種ワークショップ、情報発信を行った。	市民・行政	H26.7～
特記事項	各地域・各団体において、子どもたちがまちづくりに参加・参画できる様々な行事・活動が企画・実施されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練への参加(例：中学生による伝令訓練、避難所開設訓練)</li> <li>・イベントの企画・運営・お手伝い(例：高取納涼夏まつり「子ども商店街」、e デーふれあいの翼「チャレンジマーケット」、市民レガッタやシティマラソンの運営サポート)</li> <li>・環境美化活動(例：夏休みラジオ体操時の公園草取り、稗田川彼岸花球根植栽)</li> <li>・地域資源の活用・地域の盛り上げに関する活動(例：鉢植え菊の栽培、子ども菊人形の製作、鬼みちまつりにおける「鬼あかり」の出展)</li> <li>・防犯活動(例：青パト乗車体験、安全・安心マップの作成)</li> </ul>		





【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の方向性
<p><b>①全小中学校で小6を対象とした「自治基本条例出前授業」を実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業を受けた子どもたちが「自分たちも、まちのためにできることがある」と気づき、まちづくりの一步を踏み出す動きが見られている。</li> <li>子どもを通じて、保護者である若い世代に対しても意識喚起をすることができつつある。</li> <li>子どもだけでなく、市民（講師役）、学校（教諭）、市職員にとっても、まちの長所・課題を見つめ直す、まちづくりへの想いを馳せる好機会となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例出前授業は、「小さなまち」という本市の強みを活かした取組みである。将来的には出前授業を総合学習の集大成として「高浜カリキュラム」へ組み込むことができるよう、教育委員会・学校と連携し、市民の協力を仰ぎながら、定着させていく。</li> <li>授業の担い手について、新たな人材を地域とともに発掘し、協力を仰いでいくことにより、まちづくりの裾野を広げていく。</li> </ul>
<p><b>②年齢に応じたまちづくりの実践が拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例出前授業の受講後に、「まちづくりにチャレンジ」が行われるなど、自分たちにもできることがあることを自覚し、まちづくりの実践が展開されつつある。小学校から中学校へのつながりを意識した取組みを進めていく必要がある。</li> <li>地域活動においても、市民映画「タカハマ物語」の制作、子ども商店街の企画・運営、青バト乗車体験、防災リーダーとしての活躍など、子どもたちが自らできることを主体的に考え、実践する取組みが、年々拡大しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業を受けて終わりではなく、実践につながるよう、体系的なプログラムの検討を進める。</li> <li>子どもたちや保護者等がまちづくりの一步を踏み出し、気軽に地域で活動できる機会を、地域とともに企画し、創出していく。</li> </ul>
<p><b>③参加から参画へのステップアップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの第一歩を踏み出す裾野を拡大していく取組みと並行し、今後は、これまでの実践の積み重ねを踏まえながら、意思形成過程に加わる、計画段階から関わるといった「参画」機会を拡大していくことも大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが、まちづくりに主体的に関わることができる機会を、地域とともに企画し、創出していく。</li> </ul>

条例の推進にあたっての成果・課題や、今後の取組みの方向性（課題解決に向けた考え方）を整理しています。



【ACTION】 条文改正（追加・改正・削除）の必要性

→ 必要あり  必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもは「まちづくりの根っこ」であり、子どものまちづくりに参加する権利は、本市のまちづくりにおいて大変重要な規定である。</li> <li>「参加」ではなく「参画」も規定してはどうかという考え方もあるが、「参画」は事業の企画・立案段階など意思形成過程に関わることであり、自らの発言に対して責任ある行動が求められる（※第5条「市民の権利」・第7条「市民の役割と責務」参照）。まずは、子どもにもそれぞれの年齢に応じてできる役割があることを自覚し、まちづくりの第一歩を踏み出してもらい「参加」の裾野を広げていくことが大切であることから、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
--

条例の推進状況や成果・課題等を踏まえ、条文改正の必要性とその考え方をまとめています。



高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- 小学6年生を対象に実施している「自治基本条例出前授業」は、とてもよい取組みだと思う。中学校でも出前授業を実施し、体系的に学ぶことによって、地域とのつながりが持ち、まちづくりへの参加を促していったらどうか？
- 「地方自治は民主主義の学校」といわれている。公職選挙法の改正により、選挙権の年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、今後ますます子どもの頃から自治やコミュニティに関する学習に取り組む重要性が高まってくる。子どもたちもまちの一員であること、まちづくりに参加できることを伝えていくことが大切である。今後も継続的に取り組んでいただきたい。

推進状況、課題・成果や今後の方向性を踏まえて、条文改正の必要性や今後の推進に向けた市民意見をまとめています。

MEMO



# 3

## 検証内容





## (1) 各条文の検証

### 前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

#### 【関係する主な条例・計画等】 —

- ◇ 自治基本条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、まちづくりの決意を表現しています。
- ◇ 通常の条例に「前文」が設けられることは、ほとんどありませんが、自治基本条例は「自治体の憲法」とも言われることから、日本国憲法にならって、前文を設けています。
- ◇ 条例には、法体系上、上下関係はないとされていますが、自治基本条例が高浜市のまちづくりの最高規範であることをうたうことにより、理念的に最上位に位置づけるべきものとして、前文で宣言をしています。なお、第3条「条例の位置付け」においても、最高規範性を定めています。



## 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②		
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			

前文は、条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意を示したものであり、具体的な取組みを定めた条文でないため、この項目は記載していません。



## 【CHECK】成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	
③	

前文は、条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意を示したものであり、具体的な取組みを定めた条文でないため、この項目は記載していません。



## 【ACTION】条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 条例の施行以前から、また施行以降も「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくっていく」という考えのもと、市民・議会・行政が互いに手と手を取り合いながら、「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市の確立を目指して、まちづくりに取り組んできた。また、第6次高浜市総合計画の将来都市像に「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」と掲げているように、「一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていく」という姿勢は今後も揺るぎないものであり、修正する必要はないと考える。



## 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

◇ 高浜市は、市民にきめ細かな施策を行っていると思う。「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」という想いを高めていくために、もっと高浜市の魅力・よさを市内外にアピールしていくとよい。

## I

## 総則 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

【関係する主な条例・計画等】 —

◇ 前文に掲げたまちづくりの決意を踏まえ、条例制定のねらいを簡潔に表現しています。



## 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②	第1条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。	
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			



### 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	<div data-bbox="331 443 1241 607" style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;">           第1条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。         </div>
③	



### 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 第1条は、条例制定のねらいを表現したものであることから、修正は必要ないとする。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

◇ 行政の内部検証内容のとおり、修正の必要はない。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

【関係する主な条例・計画等】 —

- ◇ この条例の解釈にあたり、認識を共通にしておきたい用語の意味について定めています。適用範囲については、自治基本条例のみとなります。
- ◇ まちづくりには、様々な人・団体が力を合わせていくことが必要であるとの考えから、「市民」の範囲を単に「高浜市に住んでいる人」（住民）に限定せず、市民団体や企業、外国人も含め、幅広く捉えています。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②	第2条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。	
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			





### 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;">           第2条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。         </div>
③	



### 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ いずれの用語も、現在の社会情勢等に照らし合わせて、意味の変容はないと考えられる。用語の定義を安易に変更することは好ましくなく、また、市民から見たわかりやすさという点からも、修正は必要ないとする。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

◇ 行政の内部検証内容のとおり、修正の必要はない。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【関係する主な条例・計画等】 —

◇ 自治基本条例は「高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範」です。他の条例や規則を制定する場合、あるいは、各種計画を策定・見直す場合には、自治基本条例の内容に合うように、整合をとっていかねばなりません。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①自治基本条例と整合をとりながら、各条例・規則・計画等の制定・改廃等を行った。	議会・行政	通年
	②「高浜市自治基本条例【概要版】」を全世帯や主要公共施設へ配布した。	行政	H23.7
	③「広報たかはま」毎月1日号に、自治基本条例に関する連載コラムを掲載し、条例に込められた精神を広く市民に伝えた。(平成26年3月までに30回掲載)	行政	H23.9 ～H26.3
	④自治基本条例推進のための研修会として、「市民と行政の協働による自治体経営を目指して」(帝塚山大学大学院教授：中川幾郎氏)を開催した。	行政	H23.10
	⑤自治基本条例施行に伴う関係例規等の改正を行った。(情報公開条例、個人情報保護条例、住民投票条例、市民意見箱に関する実施要綱)	行政	H24.3
平成24年度	①「高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例」を改正し、服務宣誓において「自治基本条例を誠実に遵守する」ことを盛り込んだ。	行政	H25.3
平成25年度			
平成26年度			
特記事項	<p>◆自治基本条例公布後に、各条例・規則・要綱について整合性の確認を行った。(H22.12～H23.3)</p> <p>◆自治基本条例施行後に制定・策定した各種条例・計画の例</p> <p>〔条例〕みんなで犯罪のないまちにしよう条例、産業振興条例、まちづくり協議会条例、みんなで三州瓦をひろめよう条例 など</p> <p>〔計画〕生涯学習基本構想、教育基本構想、第6次総合計画中期基本計画、ごみ処理基本計画、公共施設あり方計画(案)、まちづくり協議会条例、第6期介護保険計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画 など</p>		



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p>①自治基本条例を念頭においた市政運営・まちづくりの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 制定から年月が経過し、職員や市民の目に触れる機会が減ると、自治基本条例の存在が埋もれてしまう懸念がある。</li> <li>◇ 最高規範性や「みんなで力を合わせて高浜市をつくっていく」という精神を、市民・議会・行政の活動の中で伝え続けていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 行政においては、新人職員研修で自治基本条例の説明を行っているが、自治基本条例の精神を職員に伝えていく取組みを、研修や日頃の事業などを通じて、今後も愚直に、かつ、定期的に行っていく必要がある。</li> <li>◇ 市民に対しても、行事や活動、広報など、様々な機会・場面を通して、自治基本条例の精神を伝えていく取組みを行っていく。</li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 条例の位置付け（最高規範性）はゆるぎないものであり、本市の施策・事業やまちづくりは、今後もこの条例に基づいて実施していくことに変わりはない。また、規定にあいまいな点やわかりにくい点はないと考えられることから、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
---



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 職員が「自治基本条例が自治体の憲法である」という意識をしっかりと持つために、職員の服務宣誓に「自治基本条例を誠実に遵守する」という文言を盛り込んだり、自治基本条例に関する職員研修を行っているのは、大変よい取組みである。

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

(1) 参画の原則

議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。

(2) 協働の原則

市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

(3) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

【関係する主な条例・計画等】

〔参画〕高浜市パブリックコメント条例、高浜市市民意見箱に関する実施要綱

〔協働〕高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの管理及び運営に関する規則、高浜市地域社会活動支援のための公用車の貸出しに関する規則、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 など

〔情報共有〕高浜市情報公開条例、高浜市パブリックコメント条例

- ◇ 市民・議会・行政 みんなで力を合わせて高浜市をつくっていく上で基本となる行動原則として「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」を定めています。
- ◇ (1)参画の原則について、市民の想いを活かした市政運営を進めていくためには、市政運営の様々な場面(例：事業等の立案・実施・評価)において、市民が参画できる機会を設けていくことが大切であることを定めています。
- ◇ (2)協働の原則について、公共的な課題は、市民・議会・行政がそれぞれの持ち味を活かし、力を合わせて解決していくことが大切であることを定めています。
- ◇ (3)情報共有の原則について、まちづくりは、まちの情報を知ること、課題を共有することから始まります。みんなで力を合わせてまちづくりを行うため、議会や行政は、まちづくりに関する情報をわかりやすく、積極的に発信していくこと、また、市民同士もお互いにコミュニケーションをとりながら、情報交換を活発にしていけることが大切であることを定めています。
- ◇ この基本原則に基づいて具体的な取組みを推進するために「第4章 参画と協働」において「第13条 参画機会の保障」「第15条 協働の推進」、「第6章 市政運営」において「第20条 市政運営の基本原則(情報公開・情報共有)」を定めています。



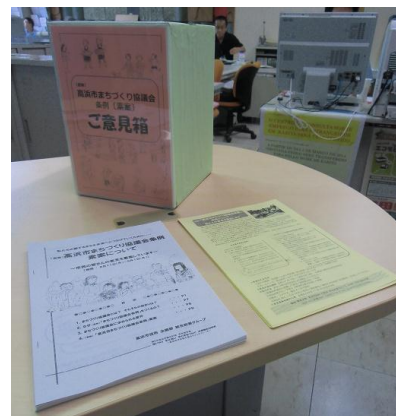
【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	【共通】 ①高浜市の未来を創る市民会議と協働で「参画・協働・情報共有」のガイドライン(素案)を検討した。	市民・行政	H23.8 ~H24.3
	【参画】 ①第6次総合計画の進行管理への市民参画として、「高浜市の未来を創る市民会議」を設置した。	行政	H23.4 ~H26.3
	②「市民意見箱」制度を開始し、市民意見箱を3か所(市役所、いきいき広場、中央公民館)に設置した。	行政	H23.4~
	【情報共有】 ①「高浜市の未来を創る市民会議」「第6次高浜市総合計画推進会議」について、会議を公開制で行うとともに資料・会議録を公開した。実施状況についても定期的に広報等で発信した。	行政	H23.5~
	②「市民と行政のまちづくり懇談会」について、対象団体を町内会だけでなく、まちづくり協議会にも拡大して実施した。(開催回数:2回)	行政	H23.12
	【共通】 ①「参画・協働・情報共有」のガイドライン(素案)の検討・作成を行った。	市民・行政	H24.11 ~H25.3
平成24年度	【参画】 ①「市民意識調査」「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H24.4~5
	②「高浜市パブリックコメント条例」を制定した。(H25.4 施行)	行政	H24.9
	【情報共有】 ①「市民と行政のまちづくり懇談会」の対象を拡大し、「まちづくりトーク&トーク」へリニューアルした。	行政	H24.9
	②「まちづくりトーク&トーク」を実施した。(テーマ:財政)	市民・行政	H25.2
	③公式ホームページに市政に関する重要な政策や計画を一元的に束ねるページを作成し、トップページにバナーボタンを増設した。	行政	H25.1
	【共通】 ①高浜市の未来を創る市民会議と協働で「参画・協働・情報共有」のガイドライン(素案)を策定した。	市民・行政	H26.3
平成25年度	【参画】 ①「市民意識調査」「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H25.4~5 、11
	【情報共有】 ①広報紙の魅力向上に向けて、紙面の改善を図った。(「まちの話題」「カメラレポート」の充実、月間行事カレンダーの掲載、連載「撮っておき」のたかはま」の開始、巻頭特集の開始 など)	行政	H25.4~
	②職員向け「広報・広聴ハンドブック」をリニューアルした。	行政	H25.4
	③公式ホームページに、現在パブリックコメントを募集している案件、終了した案件などを一覧で閲覧できるページを新たに設け、トップページにバナーボタンを増設した。	行政	H25.4
	④「まちづくりトーク&トーク」を実施した。(テーマ:防災3回)	市民・行政	H25.7 ~H26.1

平成26年度	【参画】		
	①「市民意識調査」「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H26.4～5
	【情報共有】		
	①部局ごとの重点事業を公表するパンフレット「〇〇部長の実行宣言」を作成し、ホームページに公表・公共施設等へ設置した。	行政	H26.7
	②「まちづくりトーク&トーク」を実施した。(テーマ：公園、環境 計2回)	市民・行政	H26.7 ～11
	③公式フェイスブックを立ち上げた。	行政	H26.9
特記事項	④高浜市の1年間の動き・話題・逸話等を集約した「広報たかほま」特別号を市民とともに企画・取材し、発行した。	行政	H26.12
	⑤「〇〇部長の実行宣言」について、平成26年度の進捗状況、成果・課題、今後のアクション(案)についてとりまとめた。(公表はH27.4)	行政	H27.3
	【参画】	◆各種個別条例・個別計画の策定に関するパブリックコメントを実施した。 (生涯学習基本構想、教育基本構想、産業振興条例、犯罪のないまちにしよう条例、第6次総合計画中期基本計画、ごみ処理基本計画、公共施設のあり方、まちづくり協議会条例、第6期介護保険計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画 など) ※市民アンケートや地域説明会(情報共有を兼ねる)を実施した事例もあり	
	◆各種個別委員会等を設置した。 (防災ネットきずこう会、生涯現役のまちづくり委員会 など)		
	◆各種個別委員会等について、その内容に応じて市民公募枠を設けて募集した。 ◆各種ワークショップを実施した。 (〔仮称〕論地どんぐり公園整備、〔仮称〕高浜緑地整備 など)		
【協働】	◆各種協働の手法を実施した ・情報の提供・相談・助言 ・人材・団体育成(例：講座・研修の実施、市民団体の活動紹介、団体相互の交流会) ・共催・後援、実行委員会方式による事業実施、協定締結などの事業協力 ・物的支援(例：軽トラックや青パトなどの公用車無料貸出、各種備品貸出) ・財政的支援(例：市民予算枠事業交付金、各種補助金) ・業務委託(例：行政が行っている業務への参入機会の拡大)		



▲第6次総合計画「中期基本計画」素案発表会



▲パブリックコメント(まちづくり協議会条例 素案)



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p>①「参画・協働・情報共有のガイドライン」の策定遅延</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 参画・協働・情報共有を意識した市政運営が浸透してはきたが、参画・協働・情報共有の具体的な手法や特徴（メリット・デメリット）、実施にあたってのルールや留意点などをまとめた職員向け手引書（ガイドライン）が素案どまりとなっており、行政全体としての統一の行動指針を明確に示せていない。</li> <li>◇ 3原則は、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていく上での土台となるものであり、3原則が形骸化しないよう、また、部署によって取組みの温度差が生まれないようにしなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「参画・協働・情報共有のガイドライン」を平成27年度中に策定し、全庁に指針を示す。</li> <li>◇ 具体的な実践例を示すなど、職員にとってわかりやすく、使いやすいものとする。</li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり

必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第4条は、市民・議会・行政、みんなで力を合わせて高浜市をつくっていく上で基本となる行動原則を示したものである。</li> <li>◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えられることから、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
---



## 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 参画・協働・情報共有の取組みが部署によって温度差が生まれないよう、行政全体の統一の行動指針として「参画・協働・情報共有のガイドライン」を策定し、参画・協働・情報共有に対する行政の姿勢を市民に見えるようにするとともに、しっかりと根付かせていただきたい。
- ◇ 様々な方に市政運営・まちづくりに参加・参画していただくためには、内容・対象者に合わせて開催日時を工夫する（例：夜間、土・日曜日、平日昼間）など、参加・参画しやすい配慮・工夫が必要である。

### III

## まちづくりの担い手 第5条 市民の権利

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市情報公開条例

- ◇ まちづくりにおいて市民の皆さんに保障される権利を定めています。
- ◇ 市民の皆さんは、自らの意思に基づいて様々な形でまちづくりに関わることができます。一方、第7条「市民の役割と責務」では、市民はまちづくりに参画していくよう努める役割と責務があることを定めており、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係にあると言えます。



【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②		
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			

市民の権利を保障する「まちづくりの基本原則」(第4条)、「参画機会の保障」(第13条)、「情報公開・情報共有」(第20条第2項)などの規定と関連しているため、この項目は記載していません。





### 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	市民の権利を保障する「まちづくりの基本原則」（第4条）、「参画機会の保障」（第13条）、「情報公開・情報共有」（第20条第2項）などの規定と関連しているため、この項目は記載していません。
③	



### 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ まちづくりは、まちの情報を知ることや課題を共有することから始まると言われるように、「参画する権利」「情報を知る権利」は、市民が主体となったまちづくりを進める上で基本的、かつ、重要な権利である。よって、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ まちづくりの楽しさややりがいは、取り組んでみて初めて理解することができる。自治基本条例に定められた意味も、まちづくりへの参加をとおして次第にわかるようになってくると考えられる。まずは、実践が大切である。参加のきっかけを、どうつっていかを考えていく必要がある。
- ◇ まちづくりのキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を知っている人の割合は確かに増えているが、ただ知っているだけではなく、言葉に定められた意味を理解していただけるよう、しっかりと伝えていくことが、今後の課題である。

### III

## まちづくりの担い手 第6条 子どものまちづくりに参加する権利

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【関係する主な条例・計画等】 たかはま子ども市民憲章

- ◇ 子どもの頃から地域の問題や将来について関心を高め、意見表明や参加の機会を保障していくことが、次の時代を担う人材育成につながると考え、この条文を設けました。
- ◇ 子どものまちづくりへの参加には、例えば、子どもの事業に関することについて、大人たちだけで決めてしまうのではなく、子どもの意見を言える機会をつくり、取り入れていくことなどがあります。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①高浜市の未来を創る市民会議にて「自治基本条例子ども向け副読本」を検討・作成した。	市民・行政	H23.5 ~H24.3
	②きずな実行委員会との協働により、市民映画「タカハマ物語」を制作し、完成後は市内外で上映を行った。	市民・行政	H23.7~
平成24年度	①総合計画進行管理の一環として「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H24.4
	②「中学生議会」を開催した。	行政	H24.10
	③「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、高浜小学校6年生(モデル校)を対象に実施した。授業後は、まちづくりの実践も実施された。	行政・市民	H25.2 ~3
平成25年度	①総合計画進行管理の一環として「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H25.4
	②「中学生議会」を開催した。	行政	H25.10
	③「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、全小学校6年生を対象に実施した。(一部の学校ではまちづくりの実践も実施)	市民・行政	H26.2
平成26年度	①総合計画進行管理の一環として「小・中学生アンケート」を行った。	行政	H26.4
	②「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、全小学校6年生を対象に実施した。(一部の学校ではまちづくりの実践も実施)		H26.9 ~H27.3
	③きずな実行委員会との協働により、市民映画「タカハマ物語2」の制作に向けた検討、各種ワークショップ、情報発信を行った。	市民・行政	H26.7~
特記事項	各地域・各団体において、子どもたちがまちづくりに参加・参画できる様々な行事・活動が企画・実施されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合防災訓練への参加(例:中学生による伝令訓練、避難所開設訓練)</li> <li>・ イベントの企画・運営・お手伝い(例:高取納涼夏まつり「子ども商店街」、eデーふれあいの翼「チャレンジマーケット」、市民レガッタやシティマラソンの運営サポート)</li> <li>・ 環境美化活動(例:夏休みラジオ体操時の公園草取り、稗田川彼岸花球根植栽)</li> <li>・ 地域資源の活用・地域の盛り上げに関する活動(例:鉢植え菊の栽培、子ども菊人形の製作、鬼みちまつりにおける「鬼あかり」の出展)</li> <li>・ 防犯活動(例:青パト乗車体験、安全・安心マップの作成)</li> </ul>		



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①全小学校で小6を対象とした「自治基本条例出前授業」を実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 授業を受けた子どもたちが「自分たちも、まちのためにできることがある」ことに気づき、身の回りの課題解決を自ら考え、実践する「まちづくりにチャレンジ」が行われるなど、まちづくりの一步を踏み出す動きが見られている。</li> <li>✧ 子どもを通じて、保護者である若い世代に対しても意識喚起をすることができつつある。</li> <li>✧ 子どもだけでなく、市民（講師役）、学校（教諭）、市職員にとっても、まちの長所・課題を見つめ直す、まちづくりへの想いを馳せる好機会となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 自治基本条例出前授業は、「小さなまち」という本市の強みを活かした取組みである。将来的には出前授業を総合学習の集大成として「高浜カリキュラム」へ組み込むことができるよう、教育委員会・学校と連携し、市民・地域の協力を仰ぎながら、定着させていく。</li> <li>✧ 授業を受けて終わりではなく、実践につながるよう、体系的なプログラムの検討を進める。</li> <li>✧ 授業の担い手について、新たな人材を地域とともに発掘し、協力を仰いでいくことにより、まちづくりの裾野を広げていく。</li> </ul>
<p><b>②年齢に応じたまちづくりの実践が拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 地域活動においても、市民映画「タカハマ物語」の制作、子ども商店街の企画・運営、青パト乗車体験、防災リーダーとしての活躍など、子どもたちが自らできることを主体的に考え、実践する取組みが、年々拡大しつつある。</li> <li>✧ 小学校から中学校へのつながりを意識した取組みを進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 子どもたちや保護者等がまちづくりの一步を踏み出し、気軽に地域で活動できる機会を、今後も市民・地域とともに企画し、創出していく。</li> <li>✧ 中・高校生や大学生など若い世代が活躍できる機会を、市民・地域とともに企画し、創出していく。</li> </ul>
<p><b>③参加から参画へのステップアップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ まちづくりの第一歩を踏み出す裾野を拡大していく取組みと並行し、今後は、これまでの実践の積み重ねを踏まえながら、意思形成過程に加わる、計画段階から関わるといった「参画」機会を拡大していくことも大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✧ 子どもたちが、まちづくりに主体的に関わることができる機会を、市民・地域とともに企画し、創出していく。</li> </ul>



▲自治基本条例出前授業



▲まちづくりプロジェクト(高取小 環境美化活動)



**【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし**

- ◇ 子どもは「まちづくりの根っこ」であり、子どものまちづくりに参加する権利は、本市のまちづくりにおいて大変重要な規定である。
- ◇ 「参加」ではなく「参画」も規定してはどうかという考え方もあるが、「参画」は事業の企画・立案段階など意思形成過程に関わることであり、自らの発言に対して責任ある行動が求められる（※第5条「市民の権利」・第7条「市民の役割と責務」参照）。まずは、子どもにもそれぞれの年齢に応じてできる役割があることを自覚し、まちづくりの第一歩を踏み出してもらう「参加」の裾野を広げていくことが大切であることから、条文を修正する必要はないと考える。



**高浜市自治基本条例検証委員会 コメント**

- ◇ 小学6年生を対象に実施している「自治基本条例出前授業」は、とてもよい取り組みだと思う。中学校でも出前授業を実施し、体系的に学ぶことによって、地域とのつながりが持ち、まちづくりへの参加を促していったらどうか？
- ◇ 「地方自治は民主主義の学校」といわれている。公職選挙法の改正により、選挙権の年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、今後ますます子どもの頃から自治やコミュニティに関する学習に取り組む重要性が高まってくる。子どもたちもまちの一員であること、まちづくりに参加できることを伝えていくことが大切である。今後も継続的に取り組んでいただきたい。

MEMO

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

【関係する主な条例・計画等】 ー

◇ 第5条「市民の権利」において、市民のまちづくりに参画する権利を定めていますが、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係にあります。ここでは、市民はまちづくりに参画していくよう努める責務があること、参画にあたってはお互いの自由な発言や行動を認め合いながら、自らの発言や行動に責任をもつことも大切であることを定めています。



【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①広報たかはまやホームページにて、まちづくりに携わっている市民・団体の活動や活動の根底に流れる想いなどを紹介した。 (例：連載「ひろげよう！まちづくりの輪」、まちの話題、カメラレポート)	行政	通年
	②まちづくりシンポジウム「私たちの愛するまちを未来へとつなげていくために」を市民センターホールで開催した。(基調講演「防災力と市民力」：立木茂雄氏(同志社大学教授)、パネルディスカッション「今私たちにできることは何か」コーディネーター：大森彌氏(東京大学名誉教授) 参加人数：386人)	市民・行政	H24.2
	③まちづくりシンポジウムの開催に合わせ、まちづくり活動のパネル展示など、活動の見える化を行った。	市民・行政	H24.2
	④まちづくり活動紹介DVD「ひろげよう！まちづくりの輪～私たちの愛するまちを 未来へとつなげていくために～」を製作し、「まちづくりシンポジウム」などででの上映を始めた。	市民・行政	H24.2～
平成24年度	①高浜市のまちづくりのキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」のPRを強化した。 (例：のぼりやパネルの製作・掲出、封筒やチラシなど印刷物へのロゴ使用)	市民・行政	通年
	②定住自立圏市民活動情報サイト「衣浦つながるネット」で市民活動情報を発信した。	市民・行政	通年
	③「市民予算枠事業事例集」を作成し、市民予算枠事業提案説明会や公共施設などで配布した。	行政	H24.9

	④まちづくりシンポジウム「あなたの一歩が地域を変える」を市民センターホールで開催した。(基調講演「感動と感謝の地域再生」：豊重哲郎氏(鹿児島県柳谷公民館館長)、パネルディスカッション「地域を元気にするまちづくりの実践」コーディネーター：相川康子氏(NPO政策研究所専務理事) 参加人数：390人)	市民・行政	H24.12
	⑤まちづくりシンポジウムの開催に合わせ、まちづくり活動のパネル展示など、活動の見える化を行った。	市民・行政	H24.12
平成25年度	①まちづくりフォーラム「みんなの想いが明日の高浜をつくる」をいきいき広場ホールで開催した。(吉浜まちづくり協議会事例発表/まちづくり談話「明日に向かって動き出そう」 参加人数181人)	市民・行政	H25.9
	②まちづくりフォーラムの開催に合わせ、まちづくり活動のパネル展示など、活動の見える化を行った。	市民・行政	H25.9
	③「市民予算枠事業事例集」を作成し、まちづくりフォーラムや公共施設などで配布した。	行政	H25.9
平成26年度	①「市民予算枠事業事例集」を作成し、市民予算枠事業提案説明会や公共施設などで配布した。	行政	H26.9
	②たかはま大家族フォーラム「ひと・まち・つながる・かがやく」をいきいき広場ホールで開催した。(基調講演「高浜版都市内分権で大家族力＝地域力を高める 大杉寛氏(首都大学東京大学院教授) ワークショップ「まちづくりのいろいろなカタチを考える」 参加人数：61人)	行政	H26.11
	③まちづくりフォーラムの開催に合わせ、まちづくり活動のパネル展示など、活動の見える化を行った。	市民・行政	H26.11
特記事項			



▲まちづくり活動の展示(H23)



▲まちづくりフォーラム(H25)



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p>①まちづくりのキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」が浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「市民意識調査」によれば「高浜市のまちづくりのキャッチフレーズを知っている人の割合」は、平成24年4月調査では22.4%だったが、平成27年4月調査では41.4%となった。</li> <li>◇ のぼりやパネルの掲出、チラシや封筒、名刺、市民に対する送付物にロゴを入れるなど、市民・行政が様々な形でPRに努めたことが功を奏しており、「みんなで高浜市を創り上げていく」という考え方が浸透しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ キャッチフレーズの根底に流れる考え方を伝えていくため、引き続き、市民と協働しながら様々な手法によりPRに努めていく。</li> </ul>
<p>②「地域活動に参加したことがある人の割合」が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「市民意識調査」によれば、条例策定前（平成22年10月調査）は45.4%だったが、平成27年4月調査では58.5%と、約13%の伸びを示している。</li> <li>◇ 様々な取組みを通じて「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、つくっていく」「一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていく」という考え方が浸透しつつある。</li> <li>◇ 今後も、まちづくり活動の裾野を広げていくために、まちづくりの意義・効果等を伝えるとともに、参加・参画しやすい環境づくりを地域・市民団体等とともに進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広報やフェイスブック、フォーラムなど、多様な媒体・機会を通じて、まちづくりの意義・効果等をわかりやすく紹介する取組みを強化する。</li> <li>◇ 平成27年度から「しあわせづくり計画」の策定が本格化する。「まちづくり＝自分ごと」という意識、市民のまちへの想いが深まるような情報発信、楽しみながら「こうしたい」「できる」を実現できるよう、活動支援などの仕掛けを行っていく。</li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一人ひとりができることには限りがあっても、みんなで力を持ち寄ることによって、まちを動かす大きなエネルギーとなっていく。「できるときに、できることを」の意識を持ち、まちづくりに参加・参画するよう努めていただくことは、まちづくりの裾野を広げていく上でも大変重要である。</li> <li>◇ また、まちづくりに参加・参画にあたっては、他者の意見や行動を尊重するとともに、公共の視点を持ち、自らの発言や行動に責任を持つことは、活動を民主的なものとしていくために不可欠である。よって、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
---





## 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ まちづくりに積極的に汗を流している方に対する顕彰、活動の見える化など、まちづくりに携わる喜びや意欲をさらに高めていただけるような仕掛けも必要ではないか。
- ◇ 子どもが「自治基本条例出前授業」で学んだ話を聴いて、「多くの人たちの支えがあるからこそ、私たちの暮らしは成り立っている」と改めて実感することができた。

### III

## まちづくりの担い手 第8条 事業者の役割と責務

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

【関係する主な条例・計画等】 ー

◇ 第2条「用語」では、事業者も「市民」に含んでいます。しかし、市内において事業活動その他の活動を行う者もしくは団体である事業者は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに対する役割も大きいと考え、この条文を設けました。



【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①市民一斉清掃をはじめ、市が実施する様々な行事・活動に参加・協力した。	市民・事業者	通年
	②市民団体が実施する様々な行事・活動に対し、協賛金による支援、出店による盛り上げなどが行われた。	市民・事業者	通年
平成24年度	①市民一斉清掃をはじめ、市が実施する様々な行事・活動に参加・協力した。	市民・事業者	通年
	②市民団体が実施する様々な行事・活動に対し、協賛金による支援、出店による盛り上げなどが行われた。	市民・事業者	通年
平成25年度	①市民一斉清掃をはじめ、市が実施する様々な行事・活動に参加・協力した。	市民・事業者	通年
	②市民団体が実施する様々な行事・活動に対し、協賛金による支援、出店による盛り上げなどが行われた。	市民・事業者	通年
平成26年度	①市民一斉清掃をはじめ、市が実施する様々な行事・活動に参加・協力した。	市民・事業者	通年
	②市民団体が実施する様々な行事・活動に対し、協賛金による支援、出店による盛り上げなどが行われた。	市民・事業者	通年
特記事項	<p>〔事業者の取組みの例〕</p> <p>市民一斉清掃への参加（清掃・ごみ回収・泥あげ）、環境美化推進員（団体）登録、防犯ネットワーク会議への参加、防災ネットきずこう会への参加、パトロール活動への協力、総合防災訓練や水防訓練への参加、市への寄附（金銭、物品）、協賛金支援（高浜シティマラソン、市民映画「タカハマ物語」（1・2）制作など）、公園遊具ペンキ塗り活動、環境学習など小中学校への出前授業</p> <p>各種行事の主催（防災フォーラム、地元町内会等と連携した夏まつり（高浜安立荘、授産所高浜安立） など）</p> <p>地域行事への参加・協力（吉浜まち協「道路清掃」への衣浦湾沿岸部企業の参加、渡し場かもめ会「渡し場まつり」会場提供、翼公民館「e デーふれあいの翼」夜店出店、高取まち協「大家族ひえだ川駅伝」への参加 など</p>		



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p>①事業者のまちづくり活動の発信を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近年、CSR（Corporate Social Responsibility）やSR（Social Responsibility）といった考え方が提唱され、組織の社会的責任に対する関心が高まっている。地域社会の一員であることを自覚し、地域活動等に対して積極的な事業者も見られる。</li> <li>◇ 自主的・積極的にまちづくり活動に取り組んでいる事例紹介を強化し、取組みの輪を広げていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 感謝状の贈呈といった顕彰、広報などの情報発信を強化し、事業者の地域活動に対する意欲を高め、活動の輪が広がるように努めていく。</li> </ul>
<p>②在職者を地域活動へ緩やかに導いていく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者と地域・市民団体がつながることで、在職者、特に若い世代が地域活動に目を向けることができるよう、緩やかに地域活動に導いていく仕掛けが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 27 年度から「しあわせづくり計画」の策定が本格化する。「まちづくり＝自分ごと」という意識、市民のまちへの想いが深まるような情報発信、楽しみながら「こうしたい」「できる」を実現できるよう、活動支援などの仕掛けを行っていく。</li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 事業者は地域社会を構成する一員として、まちづくりに対する役割も大きい。また、表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 企業も地域社会の一員として、市の行事や地域活動に参加・貢献していることも多い。活動発表など「取組みの見える化」を進めたり、市民・地域と企業がつながるきっかけの場を設けてはどうか。

## (議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。

3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

【関係する主な条例・計画等】高浜市議会基本条例

◇ 議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。地方分権の進展により、自治体の役割が拡大する中で、市民の意思を反映した市政運営を行うためには、市政運営の監視・けん制機能にとどまらず、政策論議や立法活動（条例の提案）も求められています。



## 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①市政運営を監視及びけん制するため、市政全般にわたり、のべ31人が一般質問を行った。	議員	H23.6,9,12,H24.3
	③議会だより「びいびる」を発行した(年4回)	議会	H23.4,7,10,H24.1
平成24年度	①市政運営を監視及びけん制するため、市政全般にわたり、のべ36人が一般質問を行った。	議員	H23.6,9,12,H24.3
	②「議会報告会」を開催した。 (参加者 5月:105人 10月:29人)	議会	H24.5,10
	③議会だより「びいびる」を発行した(年4回)	議会	H24.4,7,10,H24.1
平成25年度	①市政運営を監視及びけん制するため、市政全般にわたり、のべ38人が一般質問を行った。	議員	H25.6,9,12,H26.3
	②「議会報告会」を開催した。 (参加者 5月:31人 11月:10人)	議会	H25.5,11
	③議会だより「びいびる」を発行した(年4回)	議会	H25.4,7,10,H26.1
平成26年度	①市政運営を監視及びけん制するため、市政全般にわたり、のべ35人が一般質問を行った。	議員	H26.6,9,12,H27.3
	②本会議のインターネット配信を開始した(ライブ・録画)。	議会	H26.6~
	③「議会報告会」を開催した。 (参加者 5月:25人 11月:25人 3月:13人)	議会	H26.5,11 H27.3

	④議会だより「びいびる」を発行した（年4回）	議会	H26.4,7,10,H27.1
	⑤公共施設あり方検討特別委員会設置（計13回開催）	議会	H26.6 ～H27.3
	⑥高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例を制定した。	議会	H26.12
特記事項	第4項を踏まえ、平成23年3月に「議会基本条例」が制定され、同年4月より施行された。		



### 【CHECK】成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<b>①「議会報告会」を開催</b> ☆ 本会議に来られなかった市民に対し、本会議での審議内容を説明することにより、議会活動の理解が深まった。 ☆ 市民からの質問を受けることにより、市民の知りたい内容やわかりにくい内容を把握できた。	☆ 市民からの意見を踏まえ、議会報告会の開催方法を検討し、参加者増や市民の理解が深まる議会報告会を開催する。
<b>②一般質問を実施</b> ☆ あらゆる分野の施策に対し、さまざまな視点から質問を行うことにより、施策の必要性、妥当性、合理性などについて、監視及びけん制を行った。	☆ 引き続き、議員自ら資質向上に取り組み、施策の執行にプラスとなる一般質問を行う。
<b>③インターネット配信を開始</b> ☆ 6月：431件、9月：670件、12月：600件、3月：565件のアクセスがあり、傍聴に来られない市民が議会を視聴した。	☆ インターネット配信により傍聴に来られない市民にも議会を視聴する機会を提供し、議会活動の理解を深めていく。
<b>④高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例を制定</b> ☆ 高浜市の地場産業である三州瓦の積極的な利用に努めることにより、三州瓦の振興を通じた地域経済及び地域社会の活性化を推進した。	☆ 今後も市に必要・有益と考えられる条例については、議員提案を検討していく。



### 【ACTION】条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

☆ 議会の基本的な役割と責務を規定しており、必要な内容である。 ☆ 議会の機能と責務に関する基本的な事項については、高浜市議会基本条例に規定しており、自治基本条例の修正は必要ないとする。
--



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ☆ インターネット中継を実施していることを、知らない市民も多いと思われる。大変良い取組みなので、もっとPRしてはどうか。
- ☆ 子どもたちが市の取組みを勉強し、地方自治に関心を持てるようにするため、授業や学校行事の一環として、議会を傍聴する機会を設けてはどうか。

### III

## まちづくりの担い手 第10条 議員の役割と責務

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市議会基本条例、高浜市議会議員政治倫理条例

- ◇ 議員によって構成する合議制の議事機関である議会が、より一層機能するよう、議員の役割と責務について定めています。
- ◇ 議員は特定の地域や団体などの代表ではなく、市民の代表者として、市民全体のために公平・公正・誠実に職務を果たしていくことが求められています。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①「政治倫理条例」を遵守し、議員活動を行った。	議員	通年
	②議員研修会を開催した。 (「まちづくりのデザイン -モノづくりとコトづくり-」 講師：石丸みどり氏(愛知淑徳大学人間情報学部 常勤講師))	議会	H24.1
	③行政視察等を行い、自己研さんに努めた(15か所)。	議員	通年
平成24年度	①「政治倫理条例」を遵守し、議員活動を行った。	議員	通年
	②議員研修会を開催した。 (「介護保険制度について」 講師：近藤秀之氏(愛知県健康福祉部高齢福祉課 課長補佐))	議会	H25.1
	③行政視察等を行い、自己研さんに努めた(17か所)。	議員	通年
平成25年度	①「政治倫理条例」を遵守し、議員活動を行った。	議員	通年
	②議員研修会を開催した。 (「自立支援システム開発室と高浜市の取り組み」 講師：島田裕之氏(独立行政法人 国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学研究センター 自立支援開発研究部 自立支援システム開発室長))	議会	H26.2
	③行政視察等を行い、自己研さんに努めた(12か所)。	議員	通年
	④行政視察報告会を開催した。	議会	H25.8

平成26年度	①「政治倫理条例」を遵守し、議員活動を行った。	議員	通年
	②議員研修会を開催した。 (「減災館」施設見学、「当地域における被害予測を知ることにより、今後の防災、減災に係る知識を得ること」を研修目的とした講義 講師：山本真一郎氏(名古屋大学 受託研究員))	議会	H27.1
	③行政視察等を行い、自己研さんに努めた(11か所)。	議員	通年
	④行政視察報告会を開催した。	議会	H26.10
特記事項			



### 【CHECK】成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<b>①政治倫理条例を遵守</b> ☆ 条例違反を疑われるような事例はなく、市民の付託に応えるべく議員活動を行った。	☆ 引き続き、条例を遵守し議員活動を行っていく。
<b>②議員研修会を開催</b> ☆ まちづくり、介護保険、自立支援システム、防災・減災について議員研修会を実施し、審議能力及び政策立案能力の向上を図った。	☆ 議会全体で必要と思われる研修内容を検討し、議員研修会を開催していく。
<b>③行政視察を実施</b> ☆ 常任委員会や会派ごとに行政視察を実施し、審議能力及び政策立案能力の向上を図った。	☆ 行政視察を通じて先進自治体の事例を学び、高浜市に対し有益な意見や提案を行う。



### 【ACTION】条文修正(追加・改正・削除)の必要性 → 必要あり 必要なし

- ☆ 議員の基本的な役割と責務を規定しており、必要な内容である。
- ☆ 議員の責務に関する基本的な事項については、高浜市議会基本条例に規定しており、自治基本条例の修正は必要ないとする。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ☆ 引き続き、自己研さんに努め、市民のために頑張ってください。

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

【関係する主な条例・計画等】 ー

- ◇ 市長は、議会とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。高浜市の代表者として行政の舵取りを任される市長の役割・責務について定めています。
- ◇ 市長には、地方自治法で「総括代表権」や「事務の管理及び執行権」などの権限が定められています。そのため、条例では市民の皆さんの信託に応え、公正かつ誠実に市政を運営するという基本的な責務を示しています。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①自治基本条例と第6次総合計画を両輪とする市政運営をスタートさせた。	行政	H23.4
	②平成23年度施政方針演説の概要を公表した。	市長	H23.4
	③ローカルマニフェストの進捗状況を公表した。	市長	H23.10
	④広報たかはま1月1日号「新年あいさつ」の中で、市政運営の基本方針を述べた。	市長	H24.1
	④3月議会において、平成24年度施政方針演説を述べた。	市長	H24.3
平成24年度	①平成24年度施政方針演説の概要を公表した。	市長	H24.4
	②ローカルマニフェストの進捗状況を公表した。	市長	H24.11
	③広報たかはま1月1日号「新年あいさつ」の中で、市政運営の基本方針を述べた。	市長	H25.1
	④3月議会において、平成25年度施政方針演説を述べた。	市長	H25.3
平成25年度	①平成25年度施政方針演説の概要を公表した。	市長	H25.4
	②ローカルマニフェストの進捗状況を公表した。	市長	H25.8
	③9月議会において所信表明演説を、3月議会において平成26年度施政方針演説を述べた。	市長	H25.9 H26.3
	④所信表明演説の概要を公表した。	市長	H25.10
	⑤広報たかはま1月1日号「新年あいさつ」の中で、市政運営の基本方針を述べた。	市長	H26.1
	⑥第6次総合計画「中期基本計画」を策定した。	議会・行政	H26.1
平成26年度	①第6次総合計画「中期基本計画」に基づく市政運営をスタートさせた。	行政	H26.4
	②平成26年度施政方針演説の概要を公表した。	市長	H26.4
	③平成26年度における部局ごとの重点事業と事業推進の決意を「〇〇部長の実行宣言」として編集するよう指示し、公表した。	市長	H26.7



	④広報たかはま1月1日号「新年あいさつ」の中で、市政運営の基本方針を述べた。	市長	H27.1
	⑤「〇〇部長の実行宣言」について、平成26年度の進捗状況、成果・課題、今後のアクション（案）についてとりまとめるよう指示した。（※公表はH27.4）	市長	H26.2
	⑥3月議会において、平成27年度施政方針演説を述べた。	市長	H27.3
特記事項	・庁内外問わず、各種行事・会合などにおいて、市政運営の基本方針を織り交ぜながら、あいさつ・講話等を述べている。		



### 【CHECK】成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①市政の基本方針をわかりやすく発信</b></p> <p>◇ ともに力を合わせてまちづくりを進めていくには、毎年度の市政運営の基本方針や、中長期的な観点から高浜市が進むべき方向性をわかりやすく明示していくことが、情報共有、説明責任を果たす上で不可欠である。</p>	<p>◇ 今後も様々な機会をとらえて、また、様々な手法により、市政の基本方針をわかりやすく発信していく。</p>



### 【ACTION】条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 第11条は、自治体経営のトップとして、高浜市のまちづくりの舵取りを任される市長の役割・責務について定めた規定である。表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。
--



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 市長が、資源ごみ分別収集拠点を回るなど、市民に姿を見せ、日常の中で市民と意見交換を行い、声をくみ取っているのは、大変よいことである。今後もそうした姿勢を持ち続けていただきたい。

## (職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

## 【関係する主な条例・計画等】 職員成長支援計画

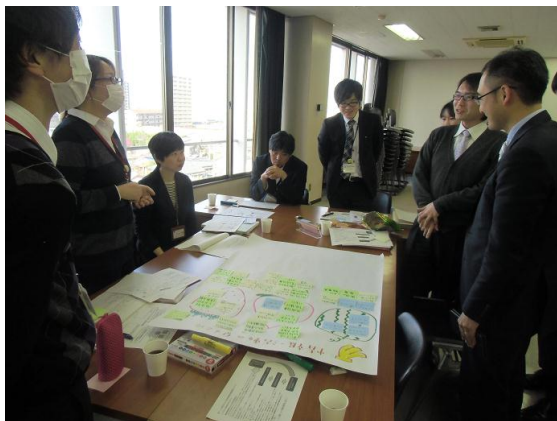
- ◇ 行政の代表である市長を補助する機関として、市役所職員が果たす役割・責務を定めています。
- ◇ 地方公務員法第30条では、市役所職員のサービスの基本として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。こうした地方公務員としての当然の責務のほか、地域社会の一員であることを自覚し、市民とともに自治を育み、まちづくりに取り組んでいくという姿勢も欠かせません。



## 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①まちづくり協議会特派員の第2期がスタートした。	行政	H23.4 ~H26.3
	②自治基本条例推進のための研修会として、「市民と行政の協働による自治体経営を目指して」(帝塚山大学大学院教授：中川幾郎氏)を開催した。	行政	H23.10
	③第5部研修として、「まちづくりシンポジウム」を開催した。	市民・行政	H24.2
平成24年度	①「公務員参加型地域おこしのススメ」(前総務省自治財政局長：椎川忍氏)を開催した。	行政	H24.9
	②まちづくりシンポジウム「あなたの一歩が地域を変える」を開催した。	行政	H24.12
	③タイムマネジメント研修を実施した。	行政	H25.1
	④若手・中堅職員を対象とした「たかはま地域経営実践塾」の塾生募集及び事前レクチャーを行った。	行政	H25.2
平成25年度	①「たかはま地域経営実践塾」を開催した。(計6回、塾長：大杉覚氏)	行政	H25.4 ~H26.3
	②管理職を対象とした「人事評価者研修」を開催した。	行政	H25.10
	③職員力向上研修を開催した。(講師：岩沼市長 井口経明氏)	行政	H25.11
	④「たかはま地域経営実践塾」塾生の企画による職員研修として、部長職3名からこれまでの経験談等を聞き、職員同士で想いを語り合う「部長トーク」を開催した。	行政	H26.2
	⑤「まちづくり協議会特派員」第3期の募集を行い、メンバーを編成、研修会を実施した。	行政	H26.3

平成26年度	①まちづくり協議会特派員の第3期がスタートした。	行政	H26.4～
	②㈱豊田自動織機へ職員を派遣し、業務改善推進活動を実施した。	行政	H26.4 ～9
	③「たかはま地域経営実践塾」の企画による職員研修「たかはま大家族フォーラム『みんなで地域へ飛び出そう!』」を開催した。	行政	H26.11
	④「管理職マネジメント研修」を実施した。	行政	H27.3
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて各種研修を実施 〔内部研修〕若手職員成長支援研修 など</li> <li>〔外部研修〕全国地域リーダー養成塾、やねだん故郷創生塾、自治大学校 など</li> <li>・毎年、広報たかはま 12月15日号などにより、「人事行政の運営等の状況」について公表している。</li> </ul>		



▲たかはま地域経営実践塾



▲職員研修「みんなで地域へ飛び出そう!」



▲消防団への加入(外淵公園まつりでのイベント協力)



▲イベントへの参加(どろんこ祭り in 翼)



▲まちづくり協議会特派員(稗田川彼岸花球根植栽穴掘り)



▲自治基本条例出前授業



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①問題意識・使命感を持った職員の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 多様化する行政サービスへ対応していくため、若手職員を中心に「全国地域リーダー養成塾」、「やねだん故郷創生塾」や「厚生労働省」への派遣など、様々な研修が実施されてきたが、個々の意識変化は見られるものの、庁内全体に広がりが見られないのが現状である。</li> <li>◇ やりっぱなしで終わるのではなく、研修で得た知識を活かせる場づくりや職場全体の底上げにつながる仕組みの検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「意欲向上研修」や「人事評価者研修」、また全庁的な業務改善運動や名古屋大学減災センターへの職員派遣など、各階層に求められる能力や時代のニーズに応じた研修を実施し、さらなる職員力の向上を図る。</li> <li>◇ 若手・中堅職員を対象とした「たかはま地域経営実践塾」や「若手職員成長支援研修」などにおいて座学だけでなく実践も交えることにより、積極的・主体的に行動できる職員の育成に取り組む。</li> </ul>
<p><b>②若手職員の育成 ～知識・経験等の伝承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成27年度には大量の職員が退職する予定であり、ベテラン職員から若手職員へ急速に入れ替わっていく中で、未来の高浜市を担う若手職員の育成は急務である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 若手職員成長支援研修のさらなる充実に向けて、庁内研修に限らず、地域実践を交えながら地域との関わりを若手自ら体験をしていくことで、未来の高浜を担う若手職員の育成を推し進めていく。</li> </ul>
<p><b>③「地域活動に参加している職員の割合」のさらなる増加を目指す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合計画に掲げた「みんなで目指すまちづくり指標」は、条例策定前（平成22年10月調査）は45.0%だったが、平成27年4月調査では62.3%と、約17%増加した。今後の目標としては平成29年度に80%を目指していることから、「業務として」「一市民として」など、多様な関わり方ができるよう、職員の地域活動への促していく必要がある。</li> <li>◇ ただ研修会を継続的に開催していくことだけでは、自治基本条例のまちづくりの3原則の一つである「協働」の趣旨を十分に理解することは難しい。平成26年度「第2期たかはま地域経営実践塾」で実施したフォーラム形式の研修などの中から、“地域への職員の関わり方”について「地域活動への関わり方がわからない」「参加のきっかけがつかめない」「公私のバランスなどに悩んでいる」職員が多いことが見受けられた。活動の一步を踏み出せない要因を1つずつ解消していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現在、地域活動を行っている職員が「誘い・誘われる」関係を築くなど、各職員の事情に合わせながら気軽に関われるきっかけをつくっていく必要がある。</li> <li>◇ 地域活動の体験談（よかったこと・こまったことなど）を共有する機会を設けるなど、情報・活動の見える化に取り組む必要がある。</li> <li>◇ 「地域活動は仕事と同じくらい大切」というワーク・ライフ・マネジメントの意識を持ち、活動する時間を生み出せるよう、業務の効率化、働きやすい環境づくり等に取り組む必要がある。</li> <li>◇ 職員の地域活動への参加を呼びかけていくだけでなく、地域に参加するために必要な研修や参加した後のフォロー研修等を実施していくとともに、各階層に求められる能力や時代のニーズに応じた研修を実施し、さらなる職員力の向上を図る。</li> </ul>



【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「地方の時代」と言われる中で、業務遂行にあたっては専門的知識の習得や能力の向上はもちろんのこと、生活現場に根差した感覚を持ち続けるために「市民とともに」という姿勢・行動が、今後ますます欠かせなくなってくる。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、よって、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 「まちづくり協議会特派員」は、地域と行政とのパイプ役として大変活躍しており、高く評価している。今後も制度を継続・充実していただきたい。
- ◇ 企業への職員派遣は、行政にとっても、企業にとってもお互いの特性を理解しあい、人脈を築くこともでき、大変よい取組みである。他の自治体では、複数年派遣を継続的に実施しているところある。単発で終わらせず、継続的な実施を検討してはどうか。

# IV

## 参画と協働 第13条 参画機会の保障

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市パブリックコメント条例、高浜市市民意見箱に関する実施要綱

- ◇ 第4条「まちづくりの基本原則」にうたった「参画の原則」に基づき、市民の意思に基づいた市政運営を行うため、様々な市民参画の制度を設けることを定めています。
- ◇ 参画制度には様々な方法が考えられますが、対象となる事案によって、最も適切で効果的な手法で行う必要があります。また、政策等の立案、実施、評価、改善過程において、幅広い市民の皆さんの参画が得られるような工夫が必要です。



【DO】こんなことに取り組んでできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②		
	③		
平成25年度	①	第4条「まちづくりの基本原則」の 「(1) 参画の原則」に関する記載内容と関連するため省略	
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			



### 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">           第4条「まちづくりの基本原則」の            「(1) 参画の原則」に関する記載内容と関連するため省略         </div>
③	



### 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第13条は、第4条「まちづくりの基本原則」を受け、多様な市民参画制度・機会を設けることを定めたものである。市民の意思に基づいた市政運営を行うためには、今後も参画機会の保障は不可欠である。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

#### 【28ページより再掲】

- ◇ 様々な方に市政運営・まちづくりに参加・参画していただくためには、内容・対象者に合わせて開催日時を工夫する（例：夜間、土・日曜日、平日昼間）など、参加・参画しやすい配慮・工夫が必要である。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市住民投票条例

◇ 地方自治体の意思決定は「間接民主制」を基本としていますが、高浜市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って、間接民主制を補う形で「直接民主制」の一つの方法として、住民投票制度を定めています。

間接民主制：選挙等によって代表者（議員、市長など）を選び、政治をその代表者に信託すること。代表民主制ともいいます。

直接民主制：市民（有権者）が直接、意思決定に参加すること。

◇ 高浜市では、平成12年に「高浜市住民投票条例」を制定し、平成14年には投票資格者を見直す（年齢要件を満18歳以上とする。永住外国人も対象とする。）など、全部改正を行っています。



【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②		
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			

実績なし





## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①間接民主制を補う直接民主制の一方法として担保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の意思決定は「間接民主制」を基本としているが、住民投票制度は市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限り、間接民主制を補う直接民主制の一方法として「常設型」の住民投票制度を設けている。</li> <li>社会の急速な変化により生じた事案について、柔軟かつ速やかに対応することができるようにするためには、制度として担保しておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民投票が実施されるような具体的事案はこれまでになく、また、現時点ではないと考えられるが、今後、対象となる事案が生じてくることも想定しておく必要がある。</li> <li>市民（有権者の3分の1以上の発議が必要） <ul style="list-style-type: none"> <li>議会・市長それぞれが、住民投票を請求または発議できる権限を持っているが、対象事案が生じた際には、住民投票制度が適切に活用され、その結果に応じて市民の総意が市政への確に反映されることが大切である。</li> </ul> </li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- 制度を担保しておくことが望ましく、また、表現にわかりにくい点やあいまいな点もないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- 常設型住民投票は、全国初の制定であり、市民にとって誇りである。「いざ」という時には発議することが担保されており、市民にとっては安心感がある。
- 制度が使われていないのは、議会・行政がきちんと機能し、市民との信頼関係も構築されている表れであるといえる。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの管理及び運営に関する規則、高浜市地域社会活動支援のための公用車の貸出しに関する規則、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 など

- ◇ 公共は行政だけが担うものではなく、役割を分担しながらみんなで力を合わせて担っていくことが大切です。
- ◇ 協働が実りある成果を生み出すためには、お互いに役割と責任を明らかにして目的を共有すること、自主性・自発性を尊重すること、信頼関係を築くことが大切です。



【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②		
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①		
	②		
	③		
特記事項			

第4条「まちづくりの基本原則」の  
「(2) 協働の原則」に関する記述と関連するため省略



### 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">           第4条「まちづくりの基本原則」の            「(2) 協働の原則」に関する記述と関連するため省略         </div>
③	



### 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第15条は協働を進める上での基本姿勢を表したものであり、公共的課題の解決等にあたって、みんなで力を合わせていくためには不可欠なものである。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点もないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 協働は、行政だけでなく、市民、議会ともに、全ての主体にとって関係がある。今後も、なお一層取り組んでいくことが大切である。

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくり協議会条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、第6次高浜市総合計画、各まちづくり協議会地域計画 など

- ◇ 市民の意思に基づくまちづくりを行うためには、市政への市民参画も大切なことですが、市民に身近な課題は市民が考え、対応・解決をしていくという、地域の実情や実態に沿ったまちづくりをできるようにしていくことが重要です。
- ◇ そうした考えから、高浜市では、必要な権限や財源を地域へ移していく「地域内分権」を進め、その担い手として、まちづくり協議会の設立・活動を支援しています。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①行政が実施している事業のうち「地域でやりたい」と申請があった事業について、各まちづくり協議会に地域内分権推進事業交付金(通称:移譲事業交付金)を交付した。(計21事業)	行政	H23.4~
	②「南部ふれあいプラザ」について、高浜南部まちづくり協議会を指定管理者として、管理運営業務を委託した。(※第2期:H21年度~H25年度)	行政	~H26.3
	③「吉浜ふれあいプラザ」「翼ふれあいプラザ」「高浜ふれあいプラザ」について、吉浜・翼・高浜の各まちづくり協議会に管理運営業務を委託した。	行政	通年
平成24年度	①各まちづくり協議会に地域内分権推進事業交付金(通称:移譲事業交付金)を交付した。(計22事業)	行政	H24.4~
平成25年度	①委託事業で実施していた「ふれあい福祉農園事業」を移譲事業に位置付け、実施費用を交付金化した。	行政	H25.4~
	②各まちづくり協議会に地域内分権推進事業交付金(通称:移譲事業交付金)を交付し、事業が実施された。(計25事業)	行政	H25.4~
	③「南部ふれあいプラザ」について、高浜南部まちづくり協議会からの提案を受け、選定委員会での審査を経て指定管理者に選定した。	行政	H25.10
平成26年度	①各まちづくり協議会に地域内分権推進事業交付金(通称:移譲事業交付金)を交付した。(計29事業)	行政	H26.4~
	②「南部ふれあいプラザ」について、高浜南部まちづくり協議会を指定管理者として、管理運営業務を委託した。(※第3期:H26年度~H30年度)	行政	H26.4~

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内分権推進事業（移譲事業）のメニュー             <ul style="list-style-type: none"> <li>①青パト防犯パトロール／②総合防災訓練／③防犯灯管理／④防災倉庫管理／⑤公園管理／⑥健康体操／⑦男のレシピ研究会／⑧認知症サポーター養成／⑨ふれあい福祉農園／⑩安全・安心拠点管理（吉浜のみ）</li> </ul> </li> <li>・平成 27 年度の地域内分権推進事業（移譲事業）実施事業数 計 30 事業</li> </ul>
------	--



### 【CHECK】成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p>①「地域の課題は、地域自らが考え、解決に向けて行動する」という意識の高まり・実践の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 様々な取組みを通じて「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、つくっていく」「一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていく」という考え方が浸透しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 今後も取組みの意義・効果を積極的に伝えていくとともに、地域と協議しながら活動しやすい環境づくり等の支援策を進めていく。</li> </ul>
<p>②移譲事業の広がり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 行政が行う事業やサービスは、画一的になりがちであるが、地域で取り組んだ方がよりよいサービスにつながるものについて、必要な権限・財源を行政から地域へ移すことによって、地域の創意工夫を活かし、地域の実情に合った多様な取組みが行われ、税の有効活用が図られている。また、各校区で着実に実施事業数が広がりつつある。</li> <li>◇ 「行政が担うこと」「地域（市民）と行政が協働で行うこと」「地域でしかできないこと」といった視点から、行政から地域への移譲が可能な事業の洗い出しを行い、積極的に移譲していくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 役割分担を踏まえ、地域に移譲可能な事業を地域とともに協議し、「地域でやりたい」の声があがったものについて、積極的に移譲していく。</li> </ul>



### 【ACTION】条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民ニーズが多様化し、地域の実情も一律ではなく、課題解決の優先順位も地域によって異なるなかで、市民の皆さんの意思を反映し、地域の実情に合ったまちづくりを行っていくためには、身近な課題はできるだけ市民の皆さんに近いところで主体的に考え、対応・解決するといった、地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを展開できるようにしていくことが重要であり、地域内分権の推進は今後も力を入れていくべき取組みである。</li> <li>◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
---



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 地域の安全・安心をいかに守るかなど、地域課題を地域自らが考え、解決していくためには、地域内分権を推進していくことが不可欠である。今後も重点を置き、時代に対応しながら、政策的な発展を期待したい。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくり協議会条例、高浜市まちづくり協議会条例施行規則、各まちづくり協議会地域計画

- ☆ 「まちづくり協議会」は、身近な課題はできるだけ市民の皆さんに近いところで主体的に考え、対応・解決するための、住民自治を充実・強化する具体的な仕組みです。
- ☆ 町内会、PTA、子ども会、おやじの会、婦人会、いきいきクラブ、消防団、民生委員といった、地域を代表する団体、世代を代表する団体、課題別（分野別）を代表する団体や、まちづくりに関心を持つ個人・企業など、より多くの団体・個人が集まり、縦系と横系を紡ぎあい、地域の総合力を形づくりながら、地域課題の掘り起こしや対応・解決に力を注いでいくことが求められています。
- ☆ まちづくり協議会を条例に位置づけることにより、公共的団体として担保しました。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①自治基本条例の趣旨に基づき、各まちづくり協議会が小学校区の特性を活かした課題解決・魅力向上活動を展開した。	市民	通年
	②「広報たかはま」毎月1日号に、まちづくり協議会活動について連載した。	行政	通年
	③「まちづくり協議会条例」の検討に向け、事例調査を行った。	行政	H23.4～
	④「まちづくり協議会条例」の検討等に向け、各まち協の代表者と事務局長で構成する「まちづくり協議会サミット」を設置した。	市民・行政	H23.11
平成24年度	①「まちづくり協議会サミット」において「高浜市まちづくり協議会条例」制定に向けた事例調査（先進地視察）やまちづくり協議会に求められる要件などの検討を行った。	市民・行政	H24.6 ～H25.3
平成25年度	①「まちづくり協議会条例」の案について、「まちづくり協議会サミット」において審議し、素案を完成した。	市民・行政	H26.3
平成26年度	①各まちづくり協議会において「まちづくり協議会条例」素案を踏まえ、規約の検証・見直しを行った。	市民・行政	H26.4 ～H27.3
	②「まちづくり協議会条例」の素案について、パブリックコメントの実施や、各まちづくり協議会の会合・町内会行政連絡会で素案説明会を行った。	行政	H26.8 ～10
	③「高浜市まちづくり協議会条例」を制定した。(H27.4.1 施行)	行政	H26.12

	④広報連載をリニューアルし「まちづくり協議会を知る」を開始した。	行政	H27.1～
	⑤広報にて「まちづくり協議会条例」の概要と制定趣旨等を紹介した。	行政	H26.8 H27.2
特記事項			



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性						
<p><b>①まちづくり協議会の要件を明文化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ まちづくり協議会の要件を明確化・明文化した「まちづくり協議会条例」の制定により、まちづくり協議会を市長が認定する公共的団体として位置付けた。</li> <li>◇ 公共的団体として、これまで以上に説明責任や透明性を意識した運営が求められてくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ まちづくり協議会が認定要件に基づいて持続的に運営・活動できるよう、側面的に支援をしていく。</li> </ul>						
<p><b>②「まちづくり協議会サミット」における協議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ まちづくり協議会条例（案）や今後の交付金のあり方（案）の検討、まちづくり協議会相互の意見交換や行政との意見交換を活発に行うことにより、市政運営の方向性やまちづくり協議会の目指すべき姿について意識を共有でき、活動のレベルアップを図ることができた。</li> <li>◇ 中長期的な観点から地域のあるべき姿を描き、真に必要な課題解決に取り組んでいくために活動分野の幅を広げる、自主財源の捻出を意識した取組みを検討・実行するなど、地域を総合的にデザインし、実行する力（地域経営力）を向上させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 活動分野を少しずつ広げ、課題解決に向けた取組みを広げていくことができるよう、側面的に支援していく。</li> <li>◇ 今後も「お互いに補完し合いながらまちづくりを行う」という意識を持ち、「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて、協議・実践を行っていく。</li> </ul>						
<p><b>③まちづくり協議会の認知度向上、活動への参加者が拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 毎年実施している「市民意識調査」によれば、まちづくり協議会を知っている人の割合（「名前を聞いたことがある」を含む）、活動に参加したことがある人の割合は、年々上昇している。活動を持続的なものとしてくために、今後も参加の裾野の拡大が不可欠である。特に、若い世代が関わりやすい仕組みを整えていく必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(H24) → (H27)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知っている</td> <td style="width: 30%;">52.1%</td> <td style="width: 30%;">55.7%</td> </tr> <tr> <td>活動に参加したことがある</td> <td>10.3%</td> <td>12.0%</td> </tr> </table>	知っている	52.1%	55.7%	活動に参加したことがある	10.3%	12.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ まちづくり協議会条例の制定により「希望する誰もが参加できる仕組み」が担保された。役員や理事など、事業の企画立案・実行に主体的に関わるだけでなく、ちょっとしたお手伝いなども含め、気軽に参加できる機会を増やすとともに、参加機会の周知にも努めていく。</li> <li>◇ 地域とともに、人材の掘り起こし、活動意義・効果を伝える取組みを続けていく。</li> </ul>
知っている	52.1%	55.7%					
活動に参加したことがある	10.3%	12.0%					



【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ まちづくり協議会の要件には「区域」「構成員」「多様性・開放性」「民主性」「透明性」「自主性・主体性」があるが、第1項・第2項でその基本的な趣旨を表現している。また、こうした要件を具体化した「まちづくり協議会条例」が制定され、平成27年4月1日から施行されたところである。表現にあいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ まちづくり協議会は、小学校区内の様々な団体が連携・協力しながら、地域課題を解決していく仕組みである。今後も各団体が役割を分担し、補完しあいながら、まちづくりに取り組んでいくことが大切である。
- ◇ 小学校区内での連携・協力体制を築いていくためには、まちづくり協議会の事務局機能強化が不可欠である。地域においても努力が必要だが、事務局員が細かな事務作業に忙殺されないよう、また、団体同士の連携・協力等がうまく進むように事務局を支援するなど、行政のバックアップも必要である。



【高浜南部まちづくり協議会】



▲青空市(買い物等の支援)



▲総合防災訓練

【吉浜まちづくり協議会】



▲子ども菊人形事業



▲認知症対策(吉浜ちよいぼけ一座)

【翼まちづくり協議会】



▲防犯・防災運動会



▲健康体操

【高取まちづくり協議会】



▲稗田川 彼岸花球根植栽



▲防犯パトロール

【高浜まちづくり協議会】



▲桜の里親事業



▲地域の「茶の間」

(地域計画)

第 18 条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくり協議会条例、高浜市まちづくり協議会条例施行規則、第 6 次高浜市総合計画、各まちづくり協議会地域計画

- ◇ 「地域計画」は、“小学校区の総合計画”とも称され、小学校区単位でまちづくりの目標や活動方針、取組内容等を長期的な視点で定めたもので、平成 21 年に全小学校区で策定されました。現在、策定から約 5 年が経過したことから、見直し作業が行われています。
- ◇ 平成 23 年度からスタートした「第 6 次総合計画」では、基本構想に「地域展望」という項目を設け、市政運営にあたっては「地域計画」を“地域の想い”として尊重すること、地域の「やりたい!」「こうしたい!」という自主的・自発的な取組みを応援するとともに、地域とともに協働して取り組んでいくことを明記し、地域との連携や協働を意識した計画となっています。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①各小学校区において策定された「地域計画」が、各まちづくり協議会の毎年度の事業立案・実行の指針として活用され、地域の課題・魅力を踏まえたまちづくりが展開された。	地域	H23.4～
	②「地域計画」を踏まえて策定された第6次総合計画「基本構想」「前期基本計画」がスタートした。	行政	H23.4～H26.3
平成24年度	①「まちづくり協議会サミット」において、各まちづくり協議会が実施している事業と地域計画との整合確認を行い、「地域計画」の見直しについて検討した。	地域・行政	H24.11
平成25年度	①地域の人口動向や各種統計データをとりまとめ、地域の強みや弱みを把握・共有し、まちづくりに活かしていくための「地域カルテ」を作成し、各まちづくり協議会に配布するとともに、市公式ホームページに掲載した。	行政	H26.1
	②「地域計画」を踏まえて、第6次総合計画「中期基本計画」を策定した。	議会・行政	H26.1
平成26年度	①「地域カルテ」(第2版)を発行し、各まちづくり協議会に配布するとともに、市公式ホームページに掲載した。	行政	H27.1
	②「まちづくり協議会サミット」において、各まちづくり協議会が実施している事業と地域計画との整合確認を行い、「地域計画」の見直しについて検討した。	地域・行政	H27.1
特記事項	平成 27 年度に、各まちづくり協議会において地域計画の見直し作業が行われ、平成 28 年度の通常総会までに策定を終える予定である。(計画期間：平成 28 年度～33 年度)		



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①「地域計画」を尊重した市政運営</b></p> <p>◇ 「第6次総合計画」の「基本構想」に「地域展望」という項目を設け、高浜市のまちづくりは地域とともに協働して取り組んでいくことを明記した。今後も、市政運営の様々な場面で“地域の想い”を尊重しながら取り組んでいく必要がある。</p>	<p>◇ 各種計画・施策の推進、事業の実施において、常に地域との協働や情報共有を意識しながら進めていく。</p>
<p><b>②中長期的な展望を持った地域経営</b></p> <p>◇ 「地域計画」の策定により、中長期的な地域課題や市の取組みの方向性を意識したまちづくりが、展開されるようになっていく。</p> <p>◇ 地域計画が“小学校区の総合計画”の名のとおり、幅広い分野を網羅した総合的な計画となるよう、活動のレベルアップと並行しながら、計画内容の充実を目指していく必要がある。</p> <p>◇ みんなで力を合わせてまちづくりをしていくためには、校区内の市民・団体が校区の目指すべき姿を共有できるようにしていく必要がある。</p>	<p>◇ 現在行われている「地域計画」の見直しにあたって、「地域カルテ」を活用するなど、今後の人口見通しや社会状況の変化、地域の魅力や課題を踏まえ、より多くの地域の市民の声を踏まえながら策定を行うよう、各まちづくり協議会に働きかけていく。</p> <p>◇ 活動分野を少しずつ広げ、課題解決に向けた取組みを広げていくことができるよう、校区の目指すべき姿や進み具合などを発信していくことができるよう、支援をしていく。</p>
<p><b>③「地域カルテ」の作成・更新</b></p> <p>◇ 人口動向や犯罪件数の推移、住民の意識・行動変化など“地域の健康状況”の記録（カルテ）を作成・更新することで、自分たちの住んでいる地域がどんな状況なのか、データを意識したまちづくり、地域の強み・弱みを把握し、魅力や課題を踏まえたまちづくりが展開されるようになってきた。</p>	<p>◇ 「地域カルテ」が毎年度の事業計画・予算案の立案や「地域計画」の見直しに活用されるよう、よりわかりやすく編集していくとともに、掲載データを充実させていく。</p>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<p>◇ 「地域計画」については、平成27年4月1日施行の「まちづくり協議会条例」（第5条第4項）にも、「まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定します。」と規定されている。</p> <p>◇ 公共的な団体として自主的・自律的に、また、責任を持って持続的なまちづくり活動を行っていくためには、校区内の市民・団体等が共有できる中長期的な目指すべき指針は不可欠である。また、表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。</p>
--



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 「地域カルテ」に掲載するデータの充実、「地域計画」見直しにあたって、策定ノウハウの提供など、職員によるバックアップ体制を整えていただきたい。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの管理及び運営に関する規則、高浜市地域社会活動支援のための公用車の貸出しに関する規則、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、高浜市まちづくり協議会特派員制度の実施に関する要綱 など

- ◇ 地域の自治が活性化し、豊かになっていくことによって、高浜市全体の自治がたくましくなり、活力ある地域社会の実現につながっていきます。
- ◇ 町内会など、地縁でつながってきた団体や、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動も大切な担い手であり、市民も議会も行政も、その役割を認識し、お互いに守り、育てていくように努めていくことが大切です。



### 【DO】 こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①市民予算枠事業交付金をはじめ、各種交付金・補助金などにより、市民公益活動に対して財政的支援を行った。	行政	通年
	②指定管理者制度の活用により、市民団体へ施設管理・運営を委託した。	市民・行政	通年
	③町内会加入率向上に向けて、転入時の窓口対応や可燃ごみ用指定袋配布の際に「町内会加入呼びかけチラシ」を配布した。(連絡先や活動内容等の紹介を掲載したチラシを町内会ごとに作成。)	行政	通年
	④「まちづくり協議会特派員」第2期(任期3年間)がスタートした。	行政	H23.4 ~H26.3
	⑤「まちづくり総合交付金制度」について事例調査を行い、効果・課題の洗い出しなどを行った。	行政	H23.4 ~H25.3
	⑥市民予算枠事業交付金交付団体が集まり、交付金の使い方や事業効果等について意見交換を行う「おさいふ会議」を開催した。	市民・行政	H23.11
	⑦「コミュニティ・ビジネス創業支援セミナー」を実施した。	行政	H23.12 ~H24.7

	⑧まちづくりシンポジウム「私たちの愛するまちを未来へとつなげていくために」を開催した。(参加人数：386人) 当日の運営は、高浜市の未来を描く市民会議のメンバーにご協力いただくとともに、まちづくり活動のパネル展示など、活動の“見える化”を行った。	市民・行政	H24.2
	⑨まちづくり活動紹介DVD「ひろげよう！まちづくりの輪～私たちの愛するまちを 未来へとつなげていくために～」を製作し、「まちづくりシンポジウム」にて上映した。	市民・行政	H24.2
平成24年度	①衣浦定住自立圏市民活動情報サイト(つながるネット)を運用し、市内団体の活動の情報発信を行った。(サイト登録団体数 H24：51 団体→H25：55 団体→H26：56 団体)	市民・行政	H24.4～
	②まちづくりシンポジウム「あなたの一歩が地域を変える」を開催した。(参加人数：390人) 当日の運営は、高浜市の未来を描く市民会議のメンバーにご協力いただくとともに、まちづくり活動のパネル展示など、活動の“見える化”を行った。	市民・地域・行政	H24.12
	③「市民予算枠事業提案書作成の手引き」「市民予算枠事業(地域内分権推進型)事例集」を作成し、説明会等で配布した。	行政	H24.9
	④「コミュニティ・ビジネス アイデアプラン発表会」を開催した。	行政	H25.1
	⑤「まちづくり総合交付金制度」についての調査研究内容を報告書にまとめた。	行政	H25.3
	⑥NPO 法人の設立に向けた支援を行った。(1 団体)	市民・行政	通年
平成25年度	①定住自立圏市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるネット」を運用し、市民活動情報の発信を行った。	市民・行政	H25.4～
	②「コミュニティ・ビジネス創業支援制度」を開始した。	行政	H25.4～
	③公共施設やコンビニに設置している「広報たかはま」に、町内会加入呼びかけチラシの挟み込みを、試行的に実施した。	行政	H25.6～
	④市民予算枠事業交付金の活用団体をはじめとする市民に集まっていたいただき、それぞれの活動や想いについて意見交換を行うとともに、市内のまちづくり活動を紹介する「まちづくりフォーラム」を開催した。	市民・行政	H25.9
	⑤まちづくり協議会特派員」第3期の募集を行い、メンバーを編成、研修会を実施した。	行政	H26.3
平成26年度	①「広報たかはま」に特集「みんなで育もう地域の絆 町内会に加入しましょう」を掲載した。	行政	H26.4
	②「まちづくり協議会特派員」第3期(任期3年間)がスタートした。	行政	H26.4～
	③フェイスブックにて市民活動情報を発信した。	行政	H26.9～
	④「たかはま大家族フォーラム」をたかはま地域経営実践塾と共同で実施した。(参加人数：61人) 写真展示により市民活動を紹介した。	行政	H26.11
	⑤市公式ホームページにて市民活動情報を掲載した。(例：トップページのフラッシュ写真や行事カレンダー)	行政	H26.7～
	⑥新・交付金制度(一括交付金制度)導入の検討に着手し、まちづくり協議会サミットにおける意見交換を開始した。	市民・行政	H27.1～
	⑦NPO 法人の設立に向けた支援を行った。(2 団体)	市民・行政	通年
特記事項	<p>◆市民予算枠事業交付金(地域内分権推進型・協働推進型)については、採択結果や実績報告を「広報たかはま」に掲載するなど、市民に公表している。</p> <p>◆まち協・町内会・各種市民団体に対して、地域社会活動を行う場合、公用車(青パト・トラック・軽トラック)の無料貸出制度を実施している。(平成22年度～)</p> <p>◆第3項に規定する「活動しやすい支援・協力」は、第4条「まちづくりの基本原則」の「各種協働の手法の実施」記載内容についても参照のこと。</p>		



## 【CHECK】成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①町内会加入率の向上</b></p> <p>◇ 町内会は、地域に根を張った強みを持ち、住民同士、顔見知りの関係を活かし、“ご近所の底力”を形成している自治組織である。高齢化や1人暮らし住民の増加、アパート・マンション住民に未加入者が多いなど、全国的な傾向と同様、加入率は年々低下傾向にある。特効薬はないが、町内会の声も踏まえながら、加入率維持・向上に向けて協働で取り組んでいく必要がある。</p>	<p>◇ 町内会加入促進マニュアルの調査・研究など、他自治体の取組み等も参考にしながら、町内会とともに課題に1つずつあたっていく。</p>
<p><b>②現場ニーズを踏まえた支援</b></p> <p>◇ 市民・地域が求める支援・協力は、活動年数や地域課題等によって一律ではない。地域活動における現場の声を踏まえ、自主性・主体性を尊重しながら、市民・地域の想いに寄り添う支援を行っていく必要がある。</p>	<p>◇ 本条や第4条「まちづくりの基本原則」などにのっとり、活動資源（人材、物・場所、資金、情報）の直接的支援や、必要な支援につなぐための相談・マッチングなど、市民・地域の活動がより活発になるような支援・協力を行っていく。</p>
<p><b>③市民予算枠事業交付金制度のあり方</b></p> <p>◇ 地域のどうしよう？（課題）を解決し、こうしたい！（想い）を実現する仕組みとして平成22年度から開始した「市民予算枠事業」により、地域の実情に即し、創意工夫を活かしたまちづくりが展開され、市民の満足感・納得感の高まりがみられるようになってきた。</p> <p>◇ また、住民相互の絆を深め合うイベントの開催やまちづくり協議会の啓発・PRを図ることを目的とした事業に交付金が多く投入されたことにより、地域活動への参加者数の増加、まちづくり協議会の認知度向上といった効果が生まれている。</p> <p>◇ まちづくり協議会が発足して約10年が経過した。今後は、行政からの財源だけに頼るのではなく、自主財源を生み出していこうという意識や、限られた財源をこれまで以上に効率的・効果的に活用するという意識をこれまで以上に高めていただき、地域にとって真に解決すべき課題に充てていくことができるよう、交付金制度の見直しを行っていく必要がある。</p>	<p>◇ 地域の声を踏まえながら、限られた財源を効率的・効果的に使えるよう、また、各団体同士のつながりを深めあうことができるよう、交付金制度の見直しを行っていく。</p>



【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第 19 条は、地域の自治を大きく育てていくための、市民の役割や議会・行政の役割について定めている。まちづくり活動の根っことなるのは個人個人の活動があり、それらが連なって各団体の活動へと発展していく。地域自治の芽を育てていくためには、活動しやすい環境づくり、自主・自立を尊重した活動支援が欠かせない。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 町内会は、まちづくりの根っことなる団体である。加入率の維持・向上に向けては、未加入者へのアプローチが課題となる。今は、加入のメリットが感じられないと未加入者を取り込むのは難しい時代になっている。町内会の加入について、メリットを強調できることがあるとよい。
- ◇ 最近、自治体消滅論がいわれているが、住民自治が豊かな自治体は生き残っていくことができる。今後はますますコミュニティ教育が大切になる。生涯学習の中に自治基本条例を通じて高浜市の現状を学ぶ機会を設けるなど、働いている方が退職後に、どうしたら地域に根差して暮らしていけるかを学べる講座なども必要ではないか。

(市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

- (1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。
- (2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。
- (3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。
- (4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。
- (5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市行政行動規範、高浜市情報公開条例、高浜市個人情報保護条例、高浜市行政手続条例、高浜市パブリックコメント条例、高浜市職員等公益通報処理要綱、高浜市財政状況の公表に関する条例、財政計画、当初予算編成方針 など

◇ 市政運営にあたっての基本姿勢として、「法令遵守」「情報公開・情報共有」「個人情報保護」「説明・応答責任」「財政運営」の5つを挙げています。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①【情報公開・情報共有】【個人情報保護】平成22年度における情報公開制度実施状況・個人情報保護制度運用状況を公表した。	行政	H23.5 ～10
	②【財政運営】「高浜版事業仕分け」を実施し、事業仕分け委員会から市長へ提言が出された。	行政	H23.6
	③【財政運営】「中期財政計画」を、社会経済情勢を踏まえて見直した。	行政	H23.10～
平成24年度	①【情報公開・情報共有】【個人情報保護】平成23年度における情報公開制度実施状況・個人情報保護制度運用状況を公表した。	行政	H24.6
	②【財政運営】庁内に「予算編成会議」を設置し、新たな予算編成の仕組みを構築した。	行政	H24.8
平成25年度	①【情報公開・情報共有】【個人情報保護】平成24年度における情報公開制度実施状況・個人情報保護制度運用状況・パブリックコメント制度運用状況を公表した。	行政	H25.6
	②【財政運営】総合計画の中期基本計画の期間における「財政計画」を作成した。	行政	H25.9



平成26年度	①【情報公開・情報共有】【個人情報保護】平成25年度における情報公開制度実施状況・個人情報保護制度運用状況・パブリックコメント制度運用状況を公表した。	行政	H26.6
	②【情報公開・情報共有】部局ごとの重点事業を公表するパンフレット「〇〇部長の実行宣言」を作成し、各まちづくり協議会で周知するとともに、公共施設に設置した。	行政	H26.7
	②【財政運営】各種サービスのコスト、評価等を明確化するため、主要施策成果説明書を活用した調査分析方法を検討した。	行政	H26.11 ～12
	③【財政運営】今後20年間を見据えた財政負担の見直しと財源確保の目標を提示する「長期財政計画」の作成について検討し、その中で行政サービスのあり方を検討することとした。	行政	H27.3
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高浜市行政行動規範」（平成15年度制定）を朝礼時に唱和し、職務遂行時に実践を心がけている。</li> <li>・職員の職務に係る法令の遵守や倫理の保持に関する通報を適切に処理し、通報者の保護と適法・公正な行政運営を図るため「高浜職員等公益通報処理要綱」を定めている。（平成21年度制定）</li> <li>・「情報公開審査会」「個人情報保護審議会」を、毎年、必要に応じて開催している。</li> <li>・議会において、議会情報を掲載した広報紙「びいぷる」を発行している。（年4回）</li> <li>・財政状況について市民とともに情報共有を図る工夫として「わかりやすい予算書（当初予算編・決算編・税金編）」の作成や、広報において「わかりやすい財政のお話」「高浜市の借金時計」「高浜市の預金通帳」など、定期的に情報発信を行った。</li> </ul>		

### 高浜市行政行動規範（平成15年1月1日制定）

高浜市は、急激な社会環境の変化のなか、常に課題に挑戦し、進化することにより、市民に信頼されつづける自治体、リライアブル・カンパニー（信頼される会社）を目指すため、「高浜市行政行動規範」をここに示します。

- 【お客様】 私たちは、すべての市民をお客様と意識し、相互の公平・公正かつ透明な関係を維持します。
- 【意思伝達】 私たちは、市民とのコミュニケーションを重視し、相互理解のために情報開示を積極的に行うとともに、分かりやすい情報を適時・適切に提供します。
- 【信頼】 私たちは、信頼・安心・満足をモットーとし、高品質な行政サービスを高い倫理観と責任感を持って誠実に提供します。
- 【法令遵守】 私たちは、あらゆる行動を法令及び法の精神にのっとり、正常な社会習慣・倫理に適合したものとします。
- 【危機】 私たちは、信用を失墜させることのないように自浄作用をいかせる能力を養い、危機あるときは、その原因と結果を公表します。



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①将来を見据えた行財政サービスのあり方</b></p> <p>◇ 社会保障費の著しい伸び、公共施設の老朽化対策など、一層厳しい財政状況が見込まれる中で、公共施設のあり方を含めた行財政サービスについて現状を分析し、将来を見据えた行財政サービスのあり方を検討する必要がある。</p>	<p>◇ 既存の行政サービスのあり方の見直しや歳出削減策の検討、歳入確保の実践などにより、今後 20 年間を見据えた財政負担の見直しと財源確保の見通しを提示する「長期財政計画」を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆行財政改革の推進（一般財源の抑制） <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公共施設の集約化・複合化</li> <li>・既存サービスの事業費圧縮、削減</li> <li>・指定管理者制度（指定管理料等） など</li> </ul> </li> <li>◆歳入確保の実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保</li> <li>・公共資産の有効活用の検討</li> </ul> </li> </ul> <p>◇ 歳入確保策では、企業誘致や既存企業の支援策の継続、市税等徴収事業の継続により、自主財源の確保を進める。</p> <p>◇ 歳出削減策では、公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設・インフラに係る事業費削減、事業費削減計画間を含む長期財政計画に基づく行政サービス水準の抑制など、歳出削減策を進める。</p> <p>◇ 法令の規定に基づくものを除き、市の裁量に基づく主要・新規事業については、人件費や間接費といったコスト意識を念頭に置いて事業化を検討する。</p>
<p><b>②財政に関心を持っている市民の割合を増やす</b></p> <p>◇ 「市の財政状況に関心を持っている人の割合」は、条例策定前（平成 22 年 10 月調査）では 74.2%だったが、平成 27 年 4 月調査では 71.9%とやや低下している。</p> <p>◇ また「将来を見据えた計画的・効果的な財政運営を行っている」と思っている市民の割合は、44.5%（平成 25 年 11 月調査）→45.7%（平成 27 年 4 月調査）と、ほぼ横ばいである。</p> <p>◇ 市民に当事者意識を持って、市の財政状況を見ていただくことは大切であり、財政に関する情報を市民に浸透させるには、わかりやすく発信していくことが欠かせない。</p>	<p>◇ 市の財政状況にさらに関心を持ってもらえるように、市民の「知りたい」という声を踏まえながら「当初予算の概要版」「決算の概要版」を作成する。県内や全国平均との比較を用いるなど、財政がどのようになっているか、今後どのようになるのかをわかりやすくお知らせする。</p> <p>〔掲載情報の例〕</p> <p>市税収入の状況、地方交付税の状況、地方債の借入状況・現在高の状況、基金の状況、歳出性質別経費の状況、財政健全化指標の状況 など</p>



【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第20条は、市政運営にあたっての基本姿勢を示したものである。いずれも、市政運営における透明性の確保や市民の信頼向上に向けて、普遍的・不可欠な項目である。
- ◇ 表現についても、あいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。



#### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ これまでの行財政改革は、一定の実績を得ている。今後も取組みを堅持されたい。
- ◇ マイナンバー制度の開始に伴い、個人情報の保護がますます重要になる。リスクマネジメントをより一層強化されたい。

(総合計画の策定等)

第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

【関係する主な条例・計画等】 第6次高浜市総合計画（基本構想・基本計画・アクションプラン）、第6次高浜市総合計画推進会議設置規則、中期財政計画、当初予算編成方針、高浜市議会の議決すべき事件を定める条例

◇ 「総合計画」は、高浜市が行う全ての政策・施策・事業の根拠となる最上位の計画です。将来像など政策の方向性を定める「基本構想」と、まちづくりの目標と取り組みの方向性を示した「基本計画」は、議会の議決を経て策定をします。

◇ 現在は「第6次総合計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 33 年度）を推進中で、市民とともに策定した計画を実効性あるものとしていくために、市民とともに「基本計画」に掲げる目標の達成状況や効果などを点検・検証、見直し・改善策を検討するといった「計画の進行管理」を計画内に位置付け、取り組んでいます。

#### 【計画の構成と期間】





## 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
	①総合計画に掲げた目標達成状況の点検・確認、目標達成に向けた取組みを行う「高浜市の未来を創る市民会議」が発足し、テーマごとに8分科会に分かれて活動した。(メンバー数：市民73人+市職員47人=120人)(開催回数：全体会9回、分科会63回)	市民・行政	H23.5 ~H24.3
	②「高浜市の未来を創る市民会議」各分科会市民リーダー等で構成する、「第6次高浜市総合計画推進会議」が発足した。	市民・行政	H23.6 ~H24.3
	③「広報たかはま」等で総合計画の推進状況等の情報発信をした。	行政	H23.6~
	④推進会議より「目標達成に向けたアイデア」の提言が提出された。	市民	H23.10
	⑤前期基本計画期間中の財政計画をまとめた「中期財政計画」(H22策定)を、社会経済情勢を踏まえて見直した。	行政	H23.10
	⑥推進会議からの提言などを踏まえながら、平成24年度アクションプラン(案)を策定した。	行政	H23.10 ~H24.1
	⑦平成24年度当初予算編成方針を示し、推進会議からの提言などを踏まえながら、当初予算編成を行った。	行政	H23.10 ~H24.3
	⑧推進会議や市民会議において、提言に対する行政の考え方と対応を発表した。	行政	H24.1 ~2
平成24年度	①平成24年度アクションプランを公表した。	行政	H24.4
	②推進会議を開催し、市民会議の進め方等について協議した。	市民・行政	H24.4 ~H25.3
	③第2期市民会議が発足し、テーマごとに9分科会に分かれて活動した。(メンバー数：市民92人+市職員58人=150人)(開催回数：全体会6回、分科会81回)	市民・行政	H24.5 ~H25.3
	④「施策評価」(内部評価)の内容を発表し、推進会議や市民会議で点検・確認を行い、改善に向けた意見・アイデアをとりまとめ、その内容を公表した。	市民・行政	H24.7 ~9
	⑤前期基本計画期間中の財政計画をまとめた「中期財政計画」(H22策定・H23見直し)を、社会経済情勢を踏まえて見直した。	行政	H24.9
	⑥推進会議からの提言などを踏まえながら、平成25年度アクションプラン(案)を策定した。	行政	H24.10 ~H25.1
	⑦平成25年度当初予算編成方針を示し、推進会議からの提言などを踏まえながら、当初予算編成を行った。	行政	H24.10 ~H25.3
	⑧推進会議や市民会議において、提言に対する行政の考え方と対応を発表した。	行政	H25.1 ~2
	⑨市職員で構成する「中期基本計画策定プロジェクト」を発足させ、前期基本計画「施策課題カルテ」(暫定版)をとりまとめた。	行政	H25.2 ~3
平成25年度	①平成25年度アクションプランを公表した。	行政	H25.4
	②推進会議を開催し、市民会議の進め方や総合計画の進行管理のあり方等について協議をした。	市民・行政	H25.4 ~H26.3
	③第3期市民会議が発足し、テーマごとに9分科会に分かれて活動した。(メンバー数：市民92人+市職員60人=152人)(開催回数：全体会3回、分科会94回)	市民・行政	H25.5 ~H26.3
	④「施策評価」(内部評価)の内容を発表し、推進会議や市民会議で点検・確認を行い、改善に向けた意見・アイデアをとりまとめ、その内容を公表した。	市民・行政	H25.7 ~9
	⑤総合計画審議会に中期基本計画(案)策定を諮問し、計画(案)について協議をし、答申された。	行政	H25.4 ~12
	⑥「広報たかはま」等で中期基本計画(案)の策定状況等の情報発信をした。	行政	H26.4 ~H26.3

	⑦中期基本計画（素案）について、パブリックコメントや素案発表会を実施した。	行政	H25.11
	⑧総合計画の中期基本計画における「財政見直し」を作成した。	行政	H25.9
	⑨推進会議からの提言や中期基本計画（素案）などを踏まえながら、平成26年度アクションプラン（案）を策定した。	行政	H25.10 ～H26.1
	⑩平成26年度当初予算編成方針を示し、推進会議からの提言や中期基本計画（素案）などを踏まえながら、当初予算編成を行った。	行政	H25.10 ～H26.3
	⑪平成26年第1回臨時会において、中期基本計画（案）が可決された。	議会・行政	H26.1
平成26年度	①平成26年度アクションプランを公表した。	行政	H26.4
	②推進会議において、平成25年度施策評価と前期基本計画の総括を実施し、その内容を公表した。	市民・行政	H26.4 ～8
	③「広報たかはま」等で前期基本計画の総括等の情報発信をした。	行政	H26.4 ～11
	④部局ごとの重点事業を公表するパンフレット「〇〇部長の実行宣言」を作成し、各まちづくり協議会で周知するとともに、公共施設に設置した。	行政	H26.7
	⑤推進会議による前期基本計画の総括などを踏まえながら、平成27年度アクションプラン（案）を策定した。	行政	H26.9 ～H26.1
	⑥平成26年度当初予算編成方針を示し、推進会議による前期基本計画の総括などを踏まえながら、当初予算編成を行った。	行政	H26.9 ～H27.3
	⑦中期基本計画を推進するための第6次総合計画推進会議を立ち上げた。	行政	H27.3
特記事項	広報やホームページ等で、アクションプランや予算編成過程情報を随時公開した。		



▲高浜市の未来を創る市民会議(全体会)



▲高浜市の未来を創る市民会議(分科会)



▲第6次高浜市総合計画推進会議(前期基本計画総括の様子)



▲第6次高浜市総合計画推進会議(中期)



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①市民とともに進む進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第6次総合計画推進会議の設置や施策評価の実施などにより、総合計画を市政経営の中心に据え、市民とともに目標の達成状況を様々な観点から点検・確認し、事業の見直し・改善を行う仕組みが整った。</li> <li>市民目線の意見・アイデアを、アクションプランや実行中の事業等に反映することにより、よりよい行政サービスにつなげることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の実効性を担保していくため、「評価慣れ」を起こさないよう、常に市民の目を意識しながら緊張感を持ってPDCAサイクルを回していく。</li> </ul>
<p><b>②団体意思としての「自治体計画」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では本条例の策定や市民とともに計画原案を練り上げてきた実績等を踏まえ、「基本構想」だけでなく「基本計画」も議決事項とされている。つまり、総合計画は単なる行政計画ではなく、議会も実施責任を共有し、市民に見える「自治体計画」として遂行していくという決意を示した。</li> <li>第6次総合計画では「市民は高浜市の共同経営者」「計画は市民・議会・行政の共通のまちづくりの目標・指針」と位置づけている。市民とともに高浜市をつくっていくために、計画の推進状況、課題や目指す姿などをわかりやすく発信し、情報を共有しながら市政運営・まちづくりに取り組んでいくことが大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進状況を定期的に発信していくほか、各施策・事業の様々な場面（企画立案・実施・評価など）で、市民の参加・参画を得ながら取り組んでいく。</li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>第21条は、市の最上位計画である「総合計画」に関する規定で、総合計画に基づいて市政運営を行うという決意とその枠組みを示している。市民とともに計画を推進することが定着し、今後も、その精神を持ち続けて推進していくことが重要である。</li> <li>表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
---



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- 高浜市の総合計画は、策定プロセス、計画内容（例：市民にわかりやすい表現）、進行管理、指標に基づく評価システムなど、全国的なモデルになっている。引き続き「市民とともに」という姿勢で、仕組みを運用していただきたい。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市地域防災計画、高浜市水防計画、高浜市国民保護計画、高浜市建築物改修促進計画、高浜市自主防災組織整備推進要綱、高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例

◇ 「危機管理」は、条例策定時に市民の関心が高かった項目です。

◇ 行政は市民の生命・財産等を守るために、危機管理体制の整備や未然防止対策を行うことが求められます。

◇ また、市民・事業者も「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、役割を分担して、危機や災害発生時の対応能力を高めていくことが大切です。



### 【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①議員提案により制定された「みんなで犯罪のないまちにしよう条例」を施行した。	行政	H23.7～
	②町内会、まちづくり協議会などと協力し、市総合防災訓練を実施した。	市民・行政	H23.9
	③町内会、まちづくり協議会、地元企業による「防災ネットきずこう会」を立ち上げ、地域防災ネットワークの検討を始めた。	市民・行政	H24.1～
	④災害時の「非常時優先業務」を明確化した高浜市版業務継続計画(BCP)素案を作成した。	行政	H24.2
	⑤高浜市の未来を創る市民会議と協働で「標高シール」を作成し、電柱、避難所など約600か所に設置した。	市民・行政	H24.3
平成24年度	①西三河9市1町で構成する「西三河防災減災連携研究会」が発足した。	行政	H24.5
	②全国ポート場所在市町村協議会に加盟している市町村と災害時相互応援協定書を締結した。(24市町村)	行政	H24.7
	③市総合防災訓練と職員非常召集訓練を実施し、併せて業務継続計画(BCP)の検証訓練を実施した。	行政	H24.9
	④東日本大震災被災地(例:宮城県七ヶ浜町、宮城県岩沼市)へ職員派遣(半年間)を始めた。	行政	H24.10～
	⑤モデル地区(港小学校区)において、早朝津波避難訓練を実施した。	市民・行政	H24.11
	⑥非常食の備蓄や避難所資機材を計画的に整備するため、市の防災資機材等整備計画(5か年計画)を策定した。	行政	H24.12



	⑦市内事業所との防災に関する情報交換会を開催した。(60社参加)	行政	H25.2
	⑧沿岸部・稗田川周辺及び避難所に同報系防災行政無線を整備した。	行政	H25.3
平成25年度	①各学校や学校防災検討委員会などと連携して、「災害対策マニュアル」「大規模地震発生時の避難所開設・運営協力マニュアル」を作成した。	市民・行政	H25.4 ～H26.3
	②「犯罪多発非常事態宣言」を発令し、防犯活動団体に参加を呼び掛けて、防犯活動決起集会を開催した。	行政	H25.6
	③職員による夜間パトロール、深夜パトロールを実施した。	行政	H25.6～
	④西三河9市1町で「西三河災害相互応援協定」を締結した。	行政	H25.7
	⑤高浜の防災を考える市民の会が発足し、「子ども防災リーダー養成講座」を開始した。	市民	H25.7～
	⑥防災行政無線、小型無線機を活用した通信訓練を含む、市総合防災訓練を実施した。	市民・行政	H25.9
	⑦防災ラジオを有償配布し、防災情報を提供した。	行政	H25.10～
	⑧モデル地区(高浜小学校区)において「防災講座」「防災ファッションショー」を実施し、災害時に役立つ豆知識の普及などを行った。	市民・行政	H25.12
平成26年度	①災害時要援護者管理システムの運用を開始した。	行政	H26.4～
	②モデル地区(吉浜小学校区)において、避難所開設訓練を交えた総合防災訓練を実施した。	市民・行政	H26.9
	③最新の被害想定を踏まえ、東海地震・東南海地震・南海地震被害予測調査説明会を開催した。	行政	H26.11
	④翼小学校6年生による各種防災学習の取組みが「ぼうさい甲子園」にて優秀賞を受賞した。	市民	H27.1
	⑤福祉避難所の開設及び運営に係る協定を4法人(6施設)と締結した。	事業者・行政	H27.2
	⑥地域防災計画に規定した避難行動要支援者の対象範囲に基づき、避難行動要支援者名簿を作成した。(対象者2,558名)	行政	H27.3
特記事項	<p>◆上記のほか、岐阜県瑞浪市(姉妹都市)・多治見市とも、平成17年度より災害時総合応援協定を締結している。また、企業などと、災害時における一時避難所使用や食料品などの物資提供など、各種防災協定を締結している。</p> <p>◆行政では、毎年「防災会議」を開催し、「地域防災計画」の見直しなどを行っている。</p> <p>◆行政では、毎年、水防訓練や非常招集訓練、庁舎避難訓練などの各種訓練を行っている。</p> <p>◆まちづくり協議会をはじめとする各種団体において、防犯・防災に関する各種講座・訓練・活動が行われている。</p>		



▲総合防災訓練 避難所開設訓練(吉浜小学校区)



▲子ども防災リーダー養成講座



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①タイムラインを意識した「行政行動計画」と「地域行動計画」の策定</b></p> <p>◇ これまでの「防災ネットきずこう会」や各種防災訓練での実践等を踏まえ、「いつ・誰が・何を・どのようにするのか」といったタイムラインを意識した、より具体的な「行政行動計画」の策定、地域ごとの特性を活かした「地域行動計画」を策定し、地域防災ネットワークの構築、地域防災力の向上につなげていく必要がある。</p>	<p>◇ 「地域行動計画」の策定にあたっては、町内会やまちづくり協議会などと協働し、地域の特性を反映した計画としていく。</p> <p>◇ 両計画とも策定にあたっては、総合防災訓練などを含め、防災ネットワークの構築・実践を繰り返しながら練り上げていく。また、名古屋大学減災連携研究センターからアドバイスをいただきながら進めていく。</p>
<p><b>②自助意識の向上に向けた取組み</b></p> <p>◇ 市民意識調査によれば「自分自身が災害への備えができていると思う人の割合」は、平成 25 年 11 月調査では 32.5%であったが、平成 27 年 4 月調査では 37.6%と約 5%増加している。第 6 次総合計画「中期基本計画」では平成 29 年度における目標値を 45%と設定しており、自助意識をさらに高めていくための取組みが必要である。</p>	<p>◇ 各種団体と連携しながら、訓練への参加呼びかけ、意識啓発に向けた取組み（例：被害想定の説明）を行う。</p> <p>◇ 「高浜カリキュラム」では、小 5・小 6 で「防犯・防災」を学習することとなっている。学校や地域と連携し、子どもに対するアプローチを通して保護者世代への意識喚起を促していく取組みを進める。</p>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<p>◇ 「危機管理」は、策定時（高浜市の未来を描く市民会議）において最も関心度が高かった項目の一つである。策定後に東日本大震災が発生し、危機管理に対する意識はますます高まっている。</p> <p>◇ 本条は、自然災害等の不測の事態に備えて、自助・互助・共助・公助の基本的な考え方を示したものである。表現にあいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。</p>
--



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 災害時の避難所開設について、誰が施設の開設を行うのか（行政が行うのか、地域でも可能なのか）が、あまり知られていないのではないかと。行政・関係団体が情報を共有し合い、災害時の連携体制を整えていく必要がある。
- ◇ 避難所での宿泊を伴う訓練を、全小中学校区で、年 1 回以上行うようにしてはどうか。住民自治を強化しなければ、避難所の運営は難しい。いざという時に、行政はあてにはできない。災害状況を想定し、子どもから高齢者まで多くの世代による参加で実践を積み重ね、訓練経験者を増やしていくことが重要である。

MEMO

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

【関係する主な条例・計画等】 衣浦東部広域連合規約、衣浦衛生組合理約、西三河地方教育事務協議会規約、姉妹都市提携（岐阜県瑞浪市）、災害時相互応援協定、高浜市ふるさと応援寄附金事務取扱要綱 など

◇ 消防・救急、交通対策など、単独よりも広域や複数で対応した方がよい課題については、近隣自治体、あるいは国・県などと連携・協力して取り組んでいきます。

◇ 産業界や大学・研究所といった民間企業・機関、市外に住んでいる人（例：高浜市出身者、まちづくりの専門家）も、連携・協力のパートナーに含んでいます。



### 【DO】こんなことに取り組んでできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①刈谷市・知立市・高浜市・東浦町で定住自立圏形成協定を締結した。	行政	H23.3
	②衣浦定住自立圏共生ビジョンを策定（計画期間H24～H28）し、医療健康、公共交通、観光、共存協働の4分野について、圏域市町（刈谷市・知立市・高浜市・東浦町）と連携した事業を実施した。（例：刈谷豊田総合病院と診療所との病診連携、いきいき号の刈谷豊田総合病院への乗り入れ）	行政	H24.3～
平成24年度	①西三河9市1町で構成する「西三河防災減災連携研究会」が発足した。	行政	H24.5
	②全国ボート場所所在市町村協議会に加盟している市町村と災害時相互応援協定書を締結した。（23市町村）	行政	H24.7
	③東日本大震災被災地（例：宮城県七ヶ浜町、宮城県岩沼市）へ職員派遣（半年）を行った。	行政	H24.10～
平成25年度	①西三河9市1町で「西三河災害相互応援協定」を締結した。	行政	H25.7
	②寄せられた寄付金をまちづくりに活用する「ふるさと応援寄附金制度」を開始した。	行政	H25.10～
平成26年度			
特記事項	<p>◆消防・救急については、衣浦東部広域連合（碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市）で対応している。</p> <p>◆ごみ処理・し尿処理・火葬場の運営管理などについては、衣浦衛生組合（碧南市・高浜市）で対応している。</p> <p>◆各部署において、事業分野に応じて、自治体相互の連携、NPO や専門機関など民間も含めた連携・協力体制を構築している。（例：幸せリーグ、福祉自治体ユニット、油ヶ淵水質浄化促進協議会 など）</p> <p>◆上記のほか、岐阜県瑞浪市（姉妹都市）と多治見市とも、平成17年度より災害時総合応援協定を締結している。</p>		



## 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
<p><b>①多様な連携・協力の取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 連携・協力には、制度的枠組み（例：広域行政圏、広域連合、一部事務組合、定住自立圏）だけでなく、テーマごとに複数の自治体同士による連携、職員交流（職員派遣・合同研修）、民間との交流など、これまでにその時々状況等に応じて、様々な形で取り組んできた。</li> <li>◇ 社会状況がめまぐるしく変化する中で、行政上の課題は多様化・広域化する傾向にあり、他自治体等と親密な関係を構築し、連携・協力を深めていくことは重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 単独で解決にあたることができる課題ばかりではないことから、課題に応じて、それぞれふさわしい連携・協力の形を模索していくとともに、研修や視察等を通じて職員交流を活発にしている。</li> </ul>



## 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ まちづくりの課題については、単独で解決できるものばかりではなく、市政運営の効率化、市民サービスのより一層の向上に向けて、他自治体等との連携・協力関係を深めていくことは今後も不可欠である。条文の表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。</li> </ul>
--



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 各種防災協定が締結されているが、お互いに助け合えるように、高浜市とは地形・環境の特徴等異なる遠隔地との連携・協力を積極的に進めていただきたい。また、いざという時に、協定が効果を発揮するためには、平常時において定期的に交流を持つことが大切である。

(条例の検証と見直し)

第 24 条 行政は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

【関係する主な条例・計画等】 ー

- ◇ この条例は、高浜市のまちづくりの考え方や基本的な仕組み等を定めた最高規範であることから、それほど頻繁に見直しを行うべきものではないと考えられます。
- ◇ しかし「条例をつくったら終わり」とせず、各条文がその時々社会情勢に合っているか、運用してみて不都合が生じていないか、高浜市にふさわしいものであり続けているかどうかを確認するために、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を交えて検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。



【DO】こんなことに取り組んできました！ ～条例の推進状況

	何を・どうした(推進内容)	誰が	いつ(年月)
平成23年度	①		
	②		
	③		
平成24年度	①		
	②		
	③		
平成25年度	①		
	②		
	③		
平成26年度	①検証の進め方等について、他自治体の事例を調査した。	行政	H26.9 ~H27.3
	②検証体制について検討し、「検証委員会」立ち上げの準備を行った。	行政	H26.10 ~H27.3
	③行政による内部検証報告書(案)を作成した。	行政	H27.3
特記事項	平成 27 年度に、学識経験者・市民・副市長で構成する「高浜市自治基本条例検証委員会」との協働により、検証作業を行う。		



### 【CHECK】 成果・課題と今後の取組みの方向性

成果・課題	今後の取組みの方向性
①	
②	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>検証・見直し作業は、現在進行形で取り組んでおり、第4回「高浜市自治基本条例検証委員会」（10/20 開催）において検証プロセス等を振り返り、検討する。</p> </div>
③	



### 【ACTION】 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「まちづくりにおける市民・議会・行政の共通ルール」として条例が実効性を保ち続けるためにも、一定時期に検証を行うこと、また、市民を交えた検証を行うことは重要である。「5年を超えないごと」に」という期間設定については、適切であると考えている。
- ◇ 検証・見直し作業は、現在進行形で取り組んでおり、条文修正の必要性については第4回「高浜市自治基本条例検証委員会」（10/20 開催）において検証プロセス等を振り返り、検討する。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

第4回「高浜市自治基本条例検証委員会」（10/20 開催）において検討



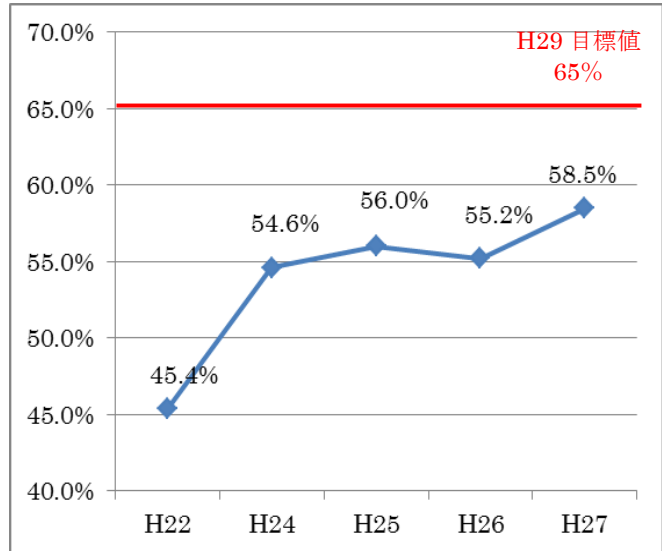
## (2) 検証内容のまとめ

### ① 市民意識の変化 ～数字から見る自治基本条例の推進状況

#### ★地域活動に参加したことがある人の割合

毎年実施している「市民意識調査」によれば、地域活動に参加したことがある人の割合は、概ね増加傾向にある。これは、条例の精神を広め、まちづくりに参加・参画する人を増やす取組みに注力してきた結果によるものと考えられる。

第6次総合計画の中期基本計画では、平成29年度の目標値を65%と設定している。特に若い世代に対するアプローチに力を入れ、まちづくりの裾野が広がる取組みを続けていく。



〔平成27年度市民意識調査結果より〕

		N =	0%	20%	40%	60%	80%	100%		
性別	全体	875	58.5					40.3		1.1
	男性	342	57.3					41.5		1.2
	女性	522	59.0					40.0		1.0
年齢別	10歳代	9	55.6					44.4		
	20歳代	81	35.8		63.0					1.2
	30歳代	142	47.2			52.8				
	40歳代	162	60.5					38.9		0.6
	50歳代	160	68.8					31.3		
	60歳代	149	67.8					31.5		0.7
	70歳以上	161	58.4			37.9				3.7
居住地区別	高浜小学校区	204	54.9			44.6				0.5
	吉浜小学校区	232	53.9					44.8		1.3
	高取小学校区	145	67.6				31.0			1.4
	港小学校区	120	54.2			44.2				1.7
	翼小学校区	164	64.6			34.8				0.6

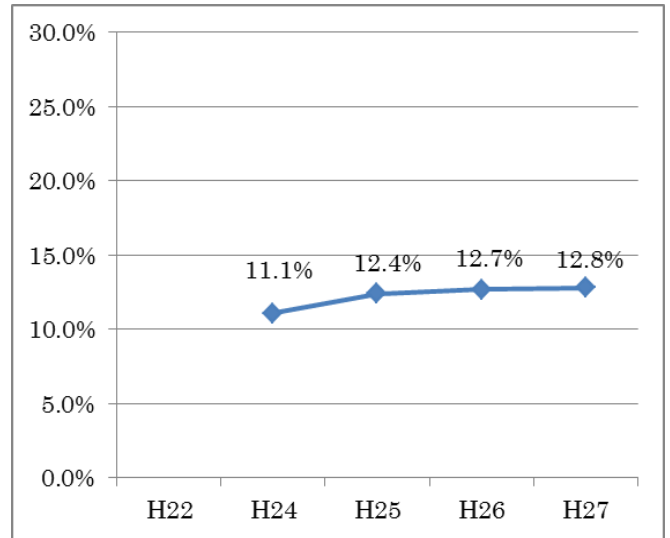


## ★自治基本条例を知っている人の割合

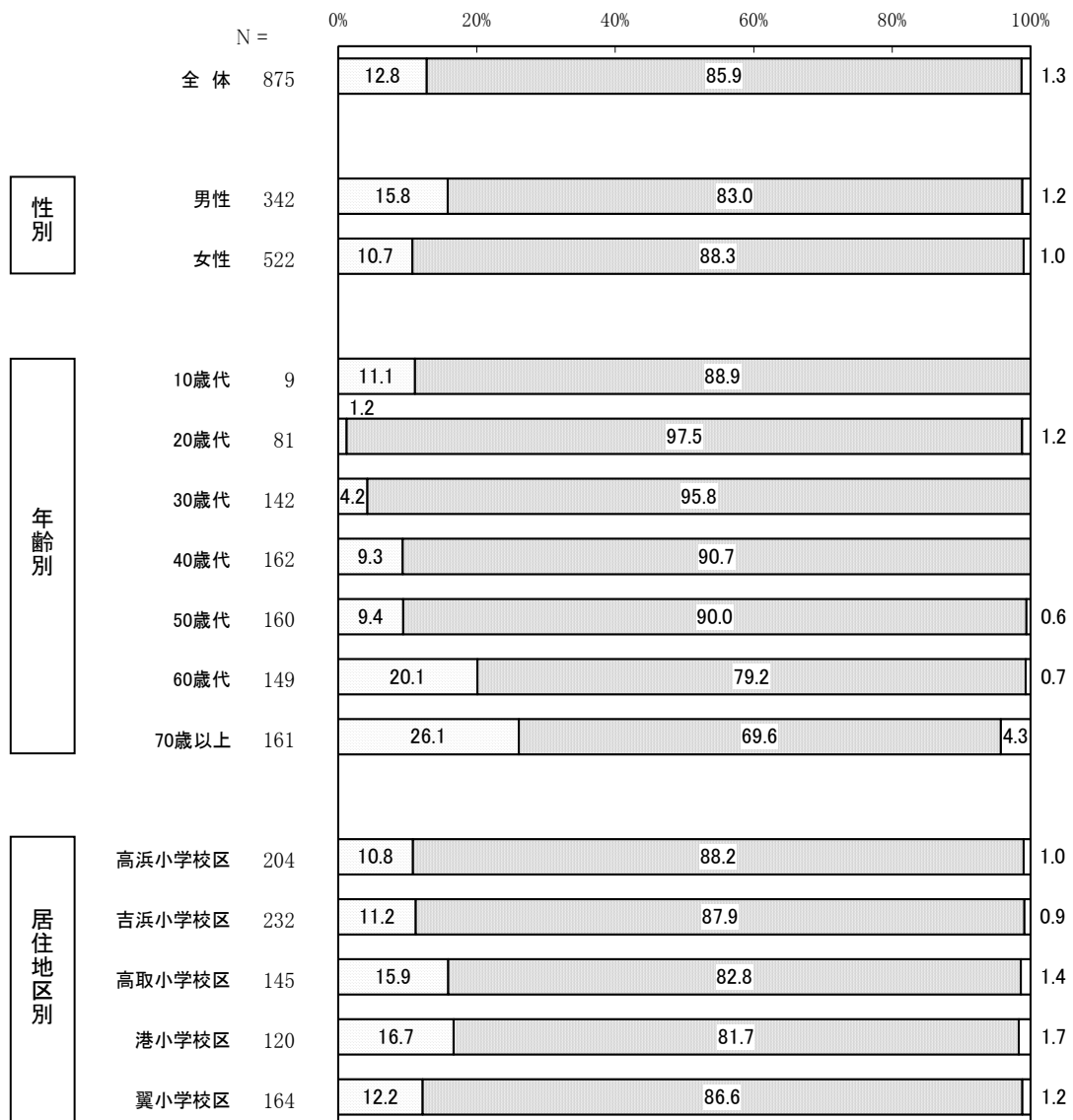
毎年実施している「市民意識調査」によれば、条例を知っている人の割合は、1割強にとどまっている。

これまでは、条例そのものを知っていただくというよりも、条例の精神を広め、まちづくりに参加・参画する人を増やす取組みに注力してきた。

第6次総合計画に掲げる「高浜市の共同経営者」としての市民を増やしていくためには、高浜市のまちづくりの基本的な仕組みがどうなっているかを知っていただくことも大切である。今後はまちづくり活動に関わっている方を中心に、様々な機会を通じて条例の内容を知っていただく取組みを進める。



〔平成27年度市民意識調査結果より〕



## ②条文修正（改正・追加・削除）の必要性 まとめ

- ◇ 前文、第1条～第24条について、これまでの推進状況、課題・成果と今後の取組みの方向性などを検証してきた結果、条文の修正の必要性はないと考える。また、第1条～第24条のほかに、新たに追加すべき規定についてもないとする。



### 高浜市自治基本条例検証委員会 コメント

- ◇ 全般を通して、成果・課題や今後の取組みの方向性は整理されていると思うが、1つひとつを掘り下げていくと、まだまだ課題はある。小さな課題にも気を配って、取り組んでいただきたい。
- ◇ まちづくりに関わっていない市民から見ると、職員は遠い存在であり、つながりがない。職員は、市民との距離を縮める努力が必要である。市民は、どのようにしたら市政運営やまちづくりに関われるのかが、わからないのかもしれない。市民に市政運営やまちづくりについて理解していただくためには、どうしたらよいかを考え、結果を恐れずに果敢にチャレンジしていただきたい。
- ◇ 市民意識調査では、20～30代の地域活動等に対する意識が低いという結果が出ている。若い世代の意識を変えていくためには、子どものときにどんな取組みをしたかにかかっており、成長し、大人になって、初めて成果としてあらわれる。また、子どもが変わることによって、保護者の意識も変わってくる。自治に関する学習をプログラム化するなど、時間はかかるが、地道に取り組んでいただきたい。

MEMO



# 4

## 参考資料

- (1) 高浜市自治基本条例検証委員会 委員名簿
- (2) 「広報たかはま」掲載記事
- (3) 高浜市自治基本条例



## 高浜市自治基本条例検証委員会 委員

(順不同)

	氏名	備考
委員長	中川 幾郎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帝塚山大学名誉教授</li> <li>・高浜市総合計画審議会（前期・中期）会長</li> <li>・第6次高浜市総合計画推進会議（前期・中期）会長</li> </ul>
職務 代理者	中川 勝利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜市の未来を描く市民会議 自治基本条例分科会</li> <li>・高浜市の未来を創る市民会議 自治推進分科会リーダー（H23～H25）</li> <li>・自治基本条例を広め隊（H26）</li> <li>・第6次高浜市総合計画推進会議（前期）委員</li> <li>・高浜市総合計画審議会（中期）副会長</li> <li>・吉浜まちづくり協議会理事</li> </ul>
委員	荒川 昭治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高取まちづくり協議会 会長</li> <li>・自治基本条例を広め隊（H25～H26）</li> <li>・前 高浜市行政評価委員会 委員</li> </ul>
委員	神谷 巧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翼まちづくり協議会評議委員兼会計</li> <li>・南部ふれあいプラザ指定管理者選定評価委員会委員</li> </ul>
委員	杉浦 己喜夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日町町内会長</li> <li>・高浜まちづくり協議会理事</li> <li>・市内学校教諭（再任用）</li> </ul>
委員	杉本 ゆかり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜の防災を考える市民の会 メンバー</li> <li>・高浜市の未来を創る市民会議 自治推進分科会（H25）</li> <li>・自治基本条例を広め隊（H26）</li> </ul>
委員	神谷 坂敏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜市副市長</li> </ul>

任期：平成27年4月1日～平成28年3月31日



～ 私たちの愛するまち「高浜市」を未来へとつなげていくために ～

# 高浜市のまちづくりの最高規範「自治基本条例」の施行から5年 「自治基本条例検証委員会」が発足

「自治基本条例」は、みんなで力を合わせて「住んでよかった!」「いつまでも住み続けたい!」と思える高浜市をつかっていくために、高浜市のまちづくりに関する理念や基本的な仕組みを定めたルール。平成23年4月に施行され、今年度で5年目を迎えます。

そこで、各条文の精神をふまえた取組みが行われているか、各条文が現在の社会情勢に合っているか、運用してみても不都合ないかなどを、市民の意見を交えて検証していくため、「自治基本条例検証委員会」(市民・学識経験者・副市長の計7人で構成)が発足しました。

今後、定期的に、検証委員会における意見交換のようすなどについて紹介していきます。

## ■自治基本条例の役割・意義

### ①「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにする

市民の想いを活かしたまちづくりを進めていくために、まちづくりの担い手それぞれが果たすべき役割を明らかにしています。

### ②高浜市独自のまちづくりの仕組みを担保する

市民が主役のまちづくりを進めていくために、国の法律には規定が少ない「住民自治」(例:市政への参画制度)に関する制度・仕組みを担保しています。

### ③高浜市のまちづくりの仕組みをわかりやすく示す

みんなで力を合わせてまちづくりをしていくために「高浜市のまちづくりの仕組みはこうなっている」ということをわかりやすく示した「高浜市のまちづくりに関するメニュー表・手引書」ともいえます。

## ■どんな特徴があるの?

### ①「です・ます」調を採用

条例に親しみが持てるよう、高浜市の条例としては初めて「です・ます」調としています。

### ②絞り込んだ条文数

高浜市のまちづくりの基本的な仕組みを整理し、わかりやすく示すために条文数を絞り込み、前文と24条で構成しています。

### ③市民の声を踏まえた条文づくり

「まちづくりにあたって、こんなルールがあったらいいな」という声を集めながら、条例をつくりました。例えば「子どものまちづくりに参加する権利」「まちづくり協議会」「危機管理」は、高浜市らしさを活かした項目です。



自治基本条例検証委員会の皆さん

◆自治基本条例検証委員会は傍聴可能です。

◆自治基本条例や自治基本条例検証委員会の詳しい内容は、市公式ホームページのトップページのバナー「高浜市自治基本条例」をクリック!

## ◆自治基本条例 検証スケジュール◆

### 検証委員会が発足(第1回:5月12日)

- ◆検証委員会の役割やスケジュールの確認
- ◆高浜市自治基本条例のポイント(制定意義・特徴・条文に込められた意味)について紹介

### 内部検証内容の発表・意見交換

(第2回:6月24日(水)予定)

- ◆行政がとりまとめた内部検証の内容をもとに、条文ごとに、これまでの主な取組み、課題と今後の方向性、改正の必要性などを協議

### 「検証中間報告書」(案)について協議

(第3回:8月5日(水)予定)

- ◆「検証中間報告書」(案)について協議
- ◆「検証中間報告書」(案)の公表方法を協議

### 「検証中間報告書」(案)に対する意見募集

(8月中旬～9月上旬予定)

- ◆市ホームページや主な公共施設などで閲覧できるようにし、検証内容に対する意見を募集
- ◆地域の会合などにおいて中間報告(案)を説明

### 「検証報告書」のとりまとめ

(第4回:10月20日(火)予定)

- ◆パブリックコメント結果(意見内容と対応)について報告
- ◆「検証報告書」をとりまとめ、市長へ提出

※改正する場合 12月議会に上程

## 自治基本条例検証委員会②

### 条例の推進状況、成果・課題、改正の必要性を検証

「自治基本条例」は、みんなで力を合わせて「住んでよかった!」「いつまでも住み続けたい!」と思える高浜市をつくっていくために、高浜市のまちづくりに関する理念や基本的な仕組みを定めたルール。

平成23年4月に施行され、今年度で5年目を迎えることから、各条文の精神をふまえた取組みが行われているか、各条文が現在の社会情勢に合っているか、運用してみて不都合がないかなどを、市民の意見を交えて検証していくため「自治基本条例検証委員会」（市民・学識経験者・副市長の計7人で構成）において検証作業を進めています。

第2回（6月24日開催）では、行政がとりまとめた内部検証の内容をもとに、「これまでの主な取組み」「成果・課題と今後の方向性」「改正の必要性」について協議し、条例推進に向けて意見交換を行いました。



#### 【前文】

「住んでみたい!」「住んでよかった!」「いつまでも住み続けたい!」まちにしていくためには、高浜市のよさをもっと積極的にアピールしていくとよいのでは?



#### 【第3条 条例の位置付け】

自治基本条例は「自治体の憲法」ともいわれている。職員の服務宣誓にあたり「自治基本条例を誠実に遵守する」と盛り込んでいるのは、とてもよいことである。



#### 【第4条 まちづくりの基本原則】

参画・協働・情報共有の取組みが部署によって温度差が生まれないよう、行政全体の統一的な行動指針として「参画・協働・情報共有のガイドライン」をぜひ策定してほしい。



### 検証委員会 における 主な意見

#### 【第8条 事業者の役割と責務】

企業も地域社会の一員として、市の行事や地域活動に参加・貢献していることも多い。もっと取組みの見える化を。また、地域と企業がつながるきっかけの場があるとよい。



#### 【第6条 子どものまちづくりに参加する権利】

小学6年生を対象に実施している「自治基本条例出前授業」は、とてもよい取組みだと思う。中学校でも出前授業を実施し、体系的に学ぶことによって、地域とのつながりを持ち、まちづくりへの参加を促していったらどうか?



#### 【第19条 活動の育成と支援】

最近、自治体消滅論がいわれているが、住民自治が豊かな自治体は生き残っていくことができる。今後はますますコミュニティ教育が大切になる。働いている方が退職後に、どうしたら地域に根差して暮らしていけるかを学べる講座なども必要では?

#### 【第7条 市民の役割と責務】【第19条 活動の育成と支援】

子どもが「自治基本条例出前授業」で学んだ話を聞いて、「多くの人たちの支えがあるからこそ、私たちの暮らしは成り立っている」と改めて実感しました。まちづくりの楽しさややりがいは、やってみて初めてわかる!そして、まちづくりへの参加をとおして、次第に自治基本条例に込められた意味もわかってくるように思う。まずは、実践が大切!参加のきっかけを、どうつくるかを考えていく必要がある。また、頑張っている人に対する顕彰、活動の見える化など、さらに意欲を高めていただけるような仕掛けも必要では?



- ◆自治基本条例検証委員会は傍聴可能です。
- ◆自治基本条例や自治基本条例検証委員会の詳しい内容は、市公式ホームページのトップページのバナー「高浜市自治基本条例」をクリック!

次回の検証委員会の予定  
とき 8月5日(水) 午後3時～4時30分  
ところ 市役所 第2会議室(4階)  
検証内容の中間公表に向けて、検証中間報告書(案)や公表方法などを協議



# 高浜市自治基本条例

平成22年12月24日公布

平成23年 4月 1日施行

## 前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることによ

り、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらの機関の補助職員を含みます。)をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互



いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

### 第3章 まちづくりの担い手

#### — 第1節 市民 —

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

#### — 第2節 議会 —

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努め

ます。

3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

#### — 第3節 行政 —

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

### 第4章 参画と協働

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

## 第5章 地域自治

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて

行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基本的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

## 第6章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

## 第7章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

# 「高浜市自治基本条例 検証中間報告」について みなさんのご意見を、お聞かせください！

本冊子 17～87 ページに掲載の検証中間報告に対してご意見のある方は  
9月14日（月）までに、高浜市役所総合政策グループ（3階 23 番）へ  
直接・郵送・FAX・メールで提出してください。

氏 名		
住 所		
連 絡 先	TEL	FAX
	E-mail	
条文	意見箇所	意見内容
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
④その他条例推進に向けての自由意見		

〒444-1398（住所不要）高浜市役所総合政策グループ  
TEL 0566-52-1111（内線 365） FAX 0566-52-1110  
E-mail [seisaku@city.takahama.lg.jp](mailto:seisaku@city.takahama.lg.jp)

いいき広場、各公民館、各ふれあいプラザ、図書館に設置している「意見投函箱」もご利用ください。

— 記入欄が不足する場合はどんな用紙にご記入いただいても構いません。 —

■ 編集・発行 ■

高浜市役所 企画部 総合政策グループ

TEL0566-52-1111 (内線 365) FAX0566-52-1110

E-mail [seisaku@city.takahama.lg.jp](mailto:seisaku@city.takahama.lg.jp)

URL <http://www.city.takahama.lg.jp>